

【令和6年度改定版】

深川市地域防災計画

[資料編]

深川市防災会議

目 次

1 防災組織

1-1	災害対策本部組織図	1
1-2	災害対策本部業務分担表	2
1-3	災害対策本部標示板・腕章・標旗	<u>8</u>
1-4	消防行政機構図	<u>9</u>
1-5	消防職員及び消防団員の配置	<u>10</u>
1-6	防災関係機関一覧表	<u>11</u>
1-7	医療機関一覧表	<u>12</u>
1-8	住民組織等協力要請先一覧表	<u>13</u>

2 災害通信

2-1	災害情報連絡系統図	<u>14</u>
2-2	防災関係機関無線局一覧表	<u>15</u>
2-3	防災無線の概要	<u>16</u>
2-4	深川市無線赤十字奉仕団無線局一覧表	<u>17</u>

3 風水害等対策

3-1	気象予警報等伝達系統図	<u>18</u>
3-2	雨量・水位・地震観測所	<u>19</u>
3-3	気象庁による雨・風・地震等の区分表	<u>20</u>
3-4	重要水防区域	<u>26</u>
3-5	市街地における低地帯の浸水危険区域	<u>28</u>
3-6	地すべり・がけ崩れ等危険区域	<u>29</u>
3-7	急傾斜地崩壊危険区域	<u>30</u>
3-8	土石流危険区域	<u>31</u>
3-9	災害危険区域図	<u>34</u>
3-10	市保有車両一覧表	<u>36</u>
3-11	緊急輸送ネットワーク指定路線図	<u>37</u>
3-12	非常用食料備蓄状況	<u>38</u>
3-13	防災資機材備蓄一覧	<u>40</u>
3-14	洪水予報・水防警報伝達系統図	<u>43</u>
3-15	要配慮者利用施設一覧表	<u>45</u>
3-16	火災警報連絡系統図	<u>51</u>
3-17	消防力等の現況	<u>52</u>
3-18	準防火地域図	<u>54</u>

4 救援・救助対策

4-1	災害救助法の適用基準	<u>55</u>
4-2	避難場所一覧表	<u>58</u>
4-3	避難所一覧表・位置図	<u>60</u>
4-4	給水資器材保有状況	<u>64</u>
4-5	医薬品等調達先	<u>64</u>
4-6	火葬場及び埋葬場所の状況	<u>65</u>
4-7	ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準	<u>66</u>

5 防災協力協定	
5-1 深川市防災協定一覧表	68
5-2 北海道防災協定一覧表	71
6 関係条例等	
6-1 深川市防災会議条例	77
6-2 深川市防災会議運営規程	79
6-3 深川市災害対策本部条例	80
6-4 「市民防災の日」推進要綱	81
7 様式	
7-1 気象予警報等受理票	82
7-2 災害情報	83
7-3 災害状況報告・被害状況判定基準	85
7-4 水防活動実施報告書	91
7-5 救助の種目別物資受払状況	92
7-6 避難所設置及び収容状況	93
7-7 被災者救出状況記録簿	101
7-8 炊き出し給与状況	102
7-9 世帯構成員別被害状況・物資購入（配分）計画表・物資の給与状況・ 物資受払簿・物資給与及び受領簿	103
7-10 飲料水の供給簿	108
7-11 救護班活動状況・病院診療所医療実施状況・助産台帳	109
7-12 遺体の捜索状況記録簿・遺体処理台帳・埋葬台帳	112
7-13 障害物除去の状況	115
7-14 輸送記録簿	116
7-15 賃金作業員雇用台帳	117
7-16 学用品の給与状況	118
7-17 応急仮設住宅台帳・住宅応急修理記録簿	119
7-18 自衛隊災害派遣要請・撤収要請	121
7-19 防災ヘリコプター緊急運航伝達票・災害等状況報告書	123
8 災害記録	
8-1 主な災害発生記録	125
8-2 気象記録	134
8-3 深川市地域防災計画の沿革	135

災害対策本部組織図

部班の編成内容

本部会議	部 名	部 長	班 名	班 長	班 員
本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 教育長 企画総務部長 市民福祉部長 経済・地域振興部長 建設水道部長 議会事務局長 教育部長 市立病院事務部長 消防長 消防本部次長 本部情報連絡室長 総務課長 本部情報連絡室 自治防災係	企画 総務部	企画総務部長	広報・総務班	秘書課長 総務課長 監査事務局長 選管事務局長	秘書課 総務課 監査事務局 選管事務局
			支所第1班	納内支所長	納内支所
			支所第2班	多度志支所長	多度志支所
			管理・調査班	税務財政課長 会計課長	税務財政課 会計課
	市民 福祉部	市民福祉部長	市民・環境衛生班	市民生活課長	市民生活課
			福祉班	社会福祉課長	社会福祉課
			救援班	健康・子ども課長 高齢者支援課長	健康・子ども課 高齢者支援課
	経済・地域 振興部	経済・地域振興部長	農林班	農政課長	農政課
			経済対策班	商工労働観光課長	商工労働観光課
	建設 水道部	建設水道部長	土木施設班	都市建設課長 建築住宅課長	都市建設課 建築住宅課
			給水・下水道班	上下水道課長	上下水道課
	教育部	教育部長	教育対策班	学務課長 生涯学習スポーツ課長	学務課 生涯学習スポーツ課
	避難 対策部	教育部長 (兼務)	避難対策班	生涯学習スポーツ課長 農委事務局長 まち未来推進課長	生涯学習スポーツ課 農委事務局 まち未来推進課
	議会災害 対策部	議会事務局長	議会災害対策班	議会事務局次長	議会事務局
	医療部	市立病院事務部長	医療班	管理課長	管理課
	消 防	消防長 消防本部次長	消防総務班	総務課長	総務課
			警防班	通信指令課長 消防課長(署)	通信指令課 消防課(署)
			予防班	予防課長(署)	予防課(署)
			消防署	署長 副署長	第1中隊
第2中隊					第2中隊
第3中隊					第3中隊
消防団			団長 副団長	機能別団	市内全域
				第1分団	深川地区
				第2分団	一巳地区
	第3分団	納内地区			
	第4分団	音江地区			
第5分団	多度志地区				
女性分団	市内全域				

災害対策本部業務分担表

班	対 策 事 務
各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難対策班の支援に関する事とされている班は、避難所開設の指示があった場合、原則として、この所掌事務に優先して対応するものとする。 2. 他の対策事務で人員が不足している場合、各班協力し対応するものとする。 3. その他特命事項に関する事。

〔企画総務部〕

班	対 策 事 務
本部情報連絡室 【総務課】 (自治防災係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2. 災害対策本部の設置、庶務及び各部との連絡調整に関する事。 3. 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。 4. 国・道及び関係機関に対する要請及び報告に関する事。 5. 広域応援要請に関する事。 6. 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 7. 住民組織等の連絡調整及び出動要請に関する事。 8. 各地域行政区との情報連絡に関する事。 9. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集、伝達に関する事。 10. 災害時の非常通信に関する事。 11. 災害状況の収集、伝達に関する事。 12. 災害日誌及び災害記録に関する事。 13. 緊急輸送の統轄に関する事。 14. 災害救助法適用による救助の総括に関する事。 15. 災害復旧と総合計画との調整に関する事。
広報・総務班 【秘書課】 【総務課】 (総務係・デジタル推進係) 【監査事務局】 【選挙管理委員会】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2. 避難命令等の伝達に関する事。 3. 災害時における非常通信の確保に関する事。 4. 住民に対する災害情報等の広報に関する事。 5. 報道機関への情報提供に関する事。 6. 応急物資等の分配に関する事。 7. 災害広報資料及び災害写真等の収集に関する事。 8. 災害視察者及び見舞者の対応に関する事。 9. 関係機関に対する陳情及び請願に関する事。 10. 救援物資、義援金等の調達、受付及び配分に関する事。 11. 被災者の要望事項の行政反映に関する事。 12. 災害時における防犯、交通対策に関する事。 13. 災害時の配車及び車両の確保に関する事。 14. 庁舎内の電力の確保に関する事。 15. 本部職員の非常招集に関する事。 16. 災害非常配備体制に基づく職員の配置に関する事。 17. 職員の災害動員計画の作成及び実施に関する事。 18. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事。 19. 本部職員の公務災害補償に関する事。 20. 職員の被災調査及び報告に関する事。 21. 労務者の供給に関する事。 22. その他各班に属さない事。

班	対 策 事 務
支 所 第 1 班 【納内支所】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 納内地区における情報収集及び災害対策活動に関すること。 2. 納内地区の避難所に関すること。
支 所 第 2 班 【多度志支所】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多度志地区における情報収集及び災害対策活動に関すること。 2. 多度志地区の避難所に関すること。
管理・調査班 【税務財政課】 【会 計 課】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市有財産の被害調査・復旧及び応急利用に関すること。 2. 応急救助費の支出及び予算・決算に関すること。 3. 災害対策の予算に関すること。 4. 防災共通物資の調達及び支給に関すること。 5. 災害関係工事等の契約に関すること。 6. 義援金の出納保管に関すること。 7. 避難対策班の支援に関すること。 8. 応急物資の輸送支援に関すること。 9. 一般的被害状況の調査及び報告に関すること。 (人的被害、住宅被害、非住宅被害) 10. 罹災証明に関すること。 11. 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関すること。

〔市民福祉部〕

班	対 策 事 務
市民・環境衛生班 【市民生活課】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難対策班の支援に関すること。 2. 避難命令の実施に関すること。 3. 警戒区域への立ち入りに関すること。 4. 避難者の把握及び名簿の作成に関すること。 5. 被災世帯調査に関すること。 6. 被災者相談に関すること。 7. 応急物資の輸送支援に関すること。 8. 災害時における環境保全に関すること。 9. 災害時における公害調査及び公害情報の収集に関すること。 10. 被災地の防疫に関すること。 11. 被災地の清掃に関すること。 12. 衛生施設の被害調査に関すること。
福 祉 班 【社会福祉課】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難対策班の支援に関すること。 2. 災害救助法の実施に関すること。 3. 被災者及び災害応急対策に従事している者等への炊出し並びに食品（主要食糧）の給与に関すること。 4. 生活必需品その他応急物資の調達配分に関すること。 5. 救援及び見舞金品に関すること。 6. 費用の一時繰替支弁に関すること。 7. 災害救助法による日本赤十字社の活動に関すること。 8. 遺体の搜索及び収容処理・埋葬に関すること。

班	対 策 事 務
救 援 班 【健康・子ども課】 【高齢者支援課】	1. 避難対策班の支援に関する事。 2. 高齢者世帯・独居老人の援護に関する事。 3. 避難者の精神ケアに関する事。 4. 被災地及び避難所の保健指導に関する事。 5. 被災者の医療及び助産に関する事。 6. 被災者の防疫に関する事。 7. 医療機関との連絡調整に関する事。 8. 防疫・医療に要する薬品及び資材に関する事。 9. 医療施設及び福祉施設の被害調査に関する事。 10. 福祉班の業務の協力に関する事。 11. 深川市社会福祉協議会との連絡調整及び支援に関する事。 12. 要援護者に関する事。

[経済・地域振興部]

班	対 策 事 務
農 林 班 【農 政 課】	1. 避難対策班の支援に関する事。 2. 農林業被害調査並びに応急措置及び復旧対策に関する事。 3. 被災農家の援護対策に関する事。 4. 農業災害補償及び災害農家に対する融資に関する事。 5. 被災地の病虫害防除に関する事。 6. 種苗の確保に関する事。 7. 被災地の家畜の防疫に関する事。 8. 被災地の死亡獣畜の処理等に関する事。 9. 家畜飼料の確保に関する事。 10. 救農事業の選定及び実施に関する事。 11. 被災者に対する自作農維持創設資金の特別措置に関する事。 12. 救農土木事業の施工に関する事。
経 済 対 策 班 【商工労働観光課】	1. 避難対策班の支援に関する事。 2. 災害時における物価・地代家賃等の値上がり抑制に関する事。 3. 被災商工業者の金融に関する事。 4. 民間協力団体の支援要請に関する事。 5. 商工関係被害調査に関する事。 6. 被災に伴う失業者の対策に関する事。 7. 災害時における労務者の雇上げその他労務供給に関する事。 8. 鉱工業関係被害調査に関する事。 9. 被災企業の復旧対策に関する事。 10. 被災中小企業の振興に関する事。

[建設水道部]

班	対 策 事 務
土木施設班 【都市建設課】 【建築住宅課】	1. 危険区域の警戒、巡視に関する事。 2. 道路通行の禁止及び制限措置に関する事。 3. 土木関係施設及び公共施設の被害調査に関する事。 4. 道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関する事。 5. 土木関係施設及び公共施設の災害復旧に関する事。 6. 応急資材の調達・配分・保管に関する事。 7. 障害物除去に関する事。 8. 緊急輸送経路の統轄に関する事。 9. 被災地の区画整理に関する事。 10. 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関する事。 11. 被災地の住宅改修に関する事。 12. 応急仮設住宅の建設に関する事。 13. 被災地における建築制限に関する事。 14. 災害公営住宅に関する事。 15. 災害住宅融資に関する事。 16. 内水排除活動及び連絡調整に関する事。 17. 内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関する事。 18. 被災地における建築物の応急危険度判定に関する事。 19. その他災害地の施設に関する事。
給水・下水道班 【上下水道課】	1. 上水道及び下水道施設の災害応急対策に関する事。 2. 被災地における飲料水の確保及び供給に関する事。 3. 上水道及び下水道施設の被害調査に関する事。 4. 上水道及び下水道施設の災害復旧に関する事。

[教 育 部]

班	対 策 事 務
教育対策班 【学 務 課】 【生涯学習スポーツ課】	1. 教育関連施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 被災児童・生徒の避難に関する事。 3. 各施設（教育委員会所管施設）の被害調査、報告及び復旧対策に関する事。 4. 被災児童・生徒の応急教育に関する事。 5. 教科書及び学用品の調達・支給に関する事。 6. 被災児童・生徒の医療・防疫・給食等に関する事。 7. 教育関係施設の避難所としての開設に関する事。 8. 教職員の動員に関する事。

[避難対策部]

班	対 策 事 務
避 難 対 策 班 【生涯学習スポーツ課】 【農委事務局】 【 まち未来推進課 】	1. 避難所の設置及び運営に関する事 2. 被災避難者の誘導及び受入れに関する事

[議会災害対策部]

班	対 策 事 務
議会災害対策班 【議会事務局】	1. 議員の安否及び居場所又は連絡先を確認すること。 2. 議員から報告のあった災害情報を集約し、災害対策本部に提供すること。 3. 災害対策本部の会議等に参加し、災害情報の収集に努め、議会災害対策会議に提供すること。 4. その他、議会災害対策会議の庶務に関する事

[医 療 部]

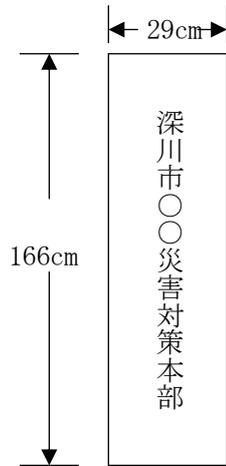
班	対 策 事 務
医 療 班 【市立病院事務部】	1. 傷病者の収容手当その他応急医療に関する事。 2. 災害時の医療品及び衛生資材の確保に関する事。

[消 防]

班	対 策 事 務
消 防 総 務 班 【総 務 課】	1. 消防職・団員の招集に関する事。 2. 消防職・団員及び必要資機材の輸送に関する事。 3. 輸送車両の確保及び配車に関する事。 4. 損失補償の調査報告に関する事。 5. 資機材の収集及び確定報告に関する事。 6. 食糧、その他貸与品の補給に関する事。 7. 緊急補給物資等の調達及び配給に関する事。 8. 全体の経理に関する事。
警 防 班 【通信指令課】 【消 防 課】	1. 警防部隊の配備運用に関する事。 2. 災害活動状況の連絡及び広報に関する事。 3. 消防水利に関する事。 4. 消防機械器具の修理及び緊急調達に関する事。 5. 通信及び通信施設の保守に関する事。 6. 広域消防相互応援協定に関する事。 7. 救急救助業務に関する事。
予 防 班 【予 防 課】	1. 気象情報の収集及び警報の発令に関する事。 2. 火災の原因、損害の調査、罹災の証明に関する事。 3. 火災の予防及び予防宣伝に関する事。 4. 災害情報の収集及び関係機関への連絡に関する事。 5. 危険物の緊急処理に関する事。 6. その他災害の処理に関する事。
消 防 署 【3 個 中 隊】 消 防 団 【5 個 分 団】	1. 消防計画に基づく災害活動の実施に関する事。 2. 警戒区域の設定、解除に関する事。 3. 避難の 指示 に関する事。 4. 行方不明者の捜索に関する事。 5. 危険地域（河川）の警戒パトロールに関する事。 6. 現場広報に関する事。 7. 災害現場の統制に関する事。 8. 人命救助に関する事。

災害対策本部標示板・腕章・標旗

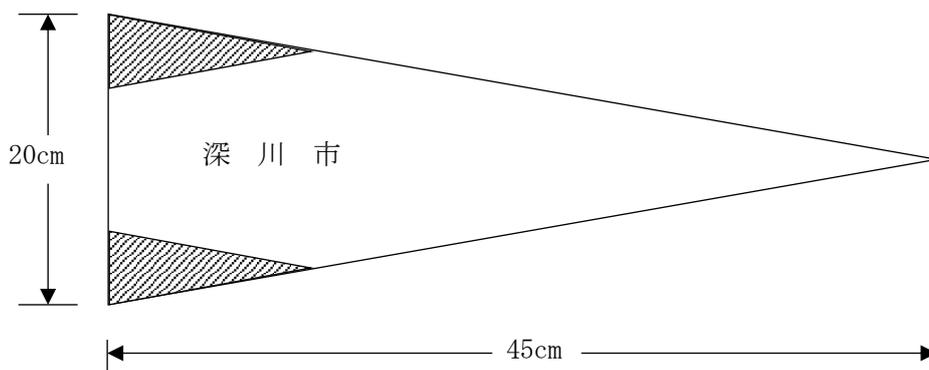
1. 標示板



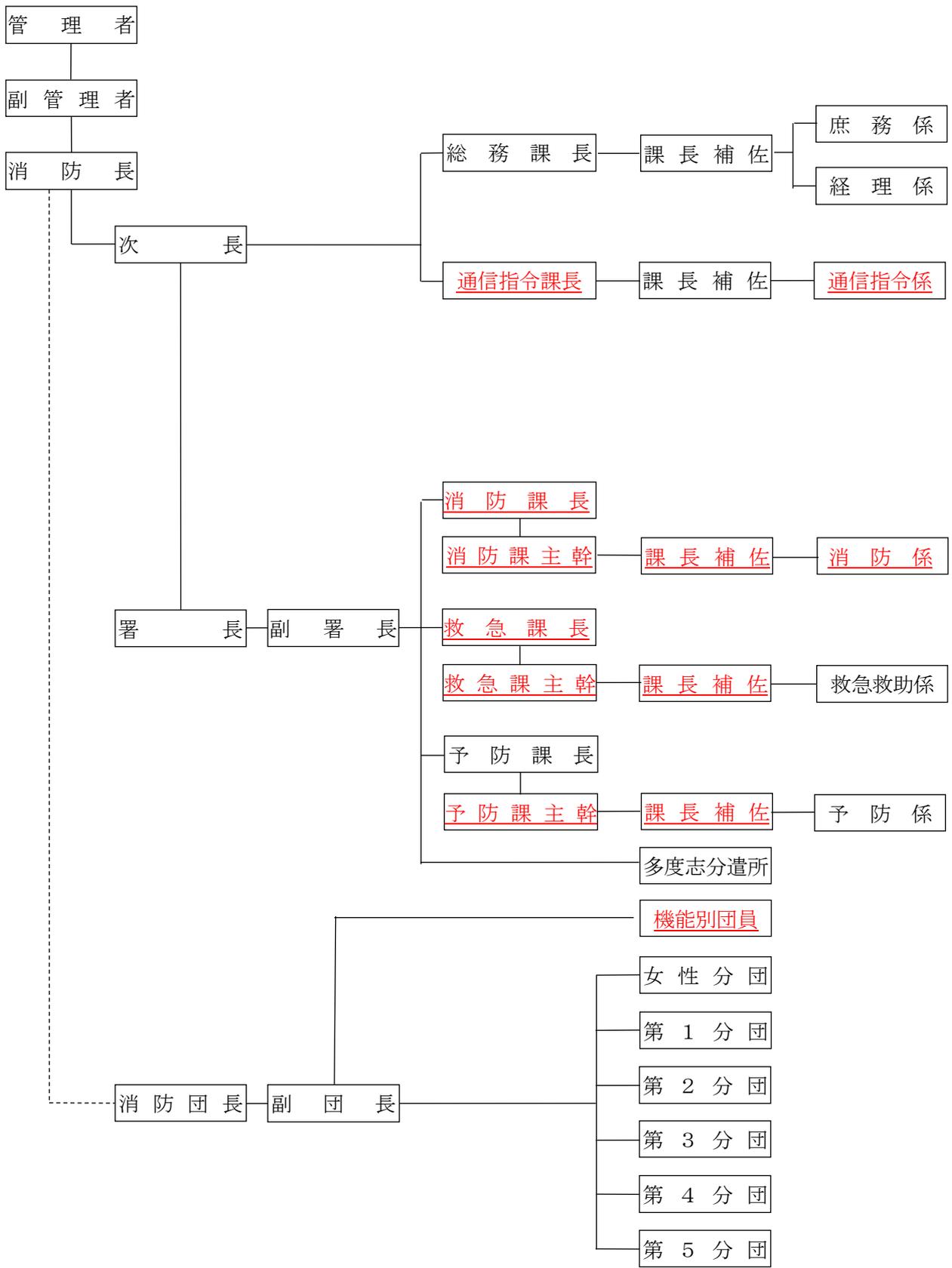
2. 腕章



3. 標旗



消防行政機構図



消防職員及び消防団員の配置

※ 令和5年10月1日現在

1. 消防職員配置

階級別 署所別	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
消防本部	1(1)		<u>2</u> (1)	<u>4</u> (1)	<u>2</u> (1)			<u>1</u>	9(4)
消防署		<u>1</u>	<u>7</u> (1)	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>2</u>	<u>9</u>		<u>47</u> (1)
多度志分遣所			(1)						(1)
合計	1(1)	<u>1</u>	9(<u>3</u>)	<u>16</u> (1)	<u>18</u> (1)	<u>2</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>56</u> (6)

() 内は兼務

2. 消防団員配置

階級別 署所別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
深川 消防 団	団本部	1	2					3
	<u>機能別</u>						<u>16</u>	<u>16</u>
	女性分団			1	1	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>13</u>
	第1分団			1	1	3	<u>5</u>	<u>20</u>
	第2分団			1	1	3	4	<u>27</u>
	第3分団			1	1	3	<u>3</u>	<u>16</u>
	第4分団			1	1	<u>3</u>	4	<u>24</u>
	第5分団			1	1	4	<u>5</u>	<u>12</u>
	合計	1	2	6	6	<u>17</u>	<u>24</u>	<u>128</u>

防災関係機関一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
空 知 総 合 振 興 局	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
札 幌 管 区 気 象 台	札幌市中央区北2条西18丁目	011-611-3217
札幌開発建設部深川道路事務所	深川市音江町字広里306番地	25-1155
札幌開発建設部滝川河川事務所	樺戸郡新十津川町字中央89番地	0125-76-2211
北 海 道 農 政 事 務 所	札幌市中央区南22条西6丁目2-22	011-330-8800
空知森林管理署北空知支署	雨竜郡幌加内町字清月	0165-35-2221
深 川 郵 便 局	深川市2条6番12号	22-3224
深 川 警 察 署	深川市5条1番12号	23-0110
札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町北4番11号	22-1411
空知総合振興局保健環境部 深川地域保健室（深川保健所）	深川市2条18番6号	22-1421
北海道企業局鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊2404番地先	28-2059
深川地区消防組合（署）	深川市8条10番20号	22-2814
東日本電信電話(株)北海道事業部	連絡先（北海道北支店） 旭川市10条通10丁目（総括担当）	0166-20-5410
北海道旅客鉄道(株)深川保線管理室	深川市太子町7番4号	22-6705
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u> <u>深川ネットワークセンター</u>	深川市7条7番2号	<u>0120-06-0192</u>
一般社団法人 深川医師会	深川市北光町2丁目11番12号	23-4406

医療機関一覧表

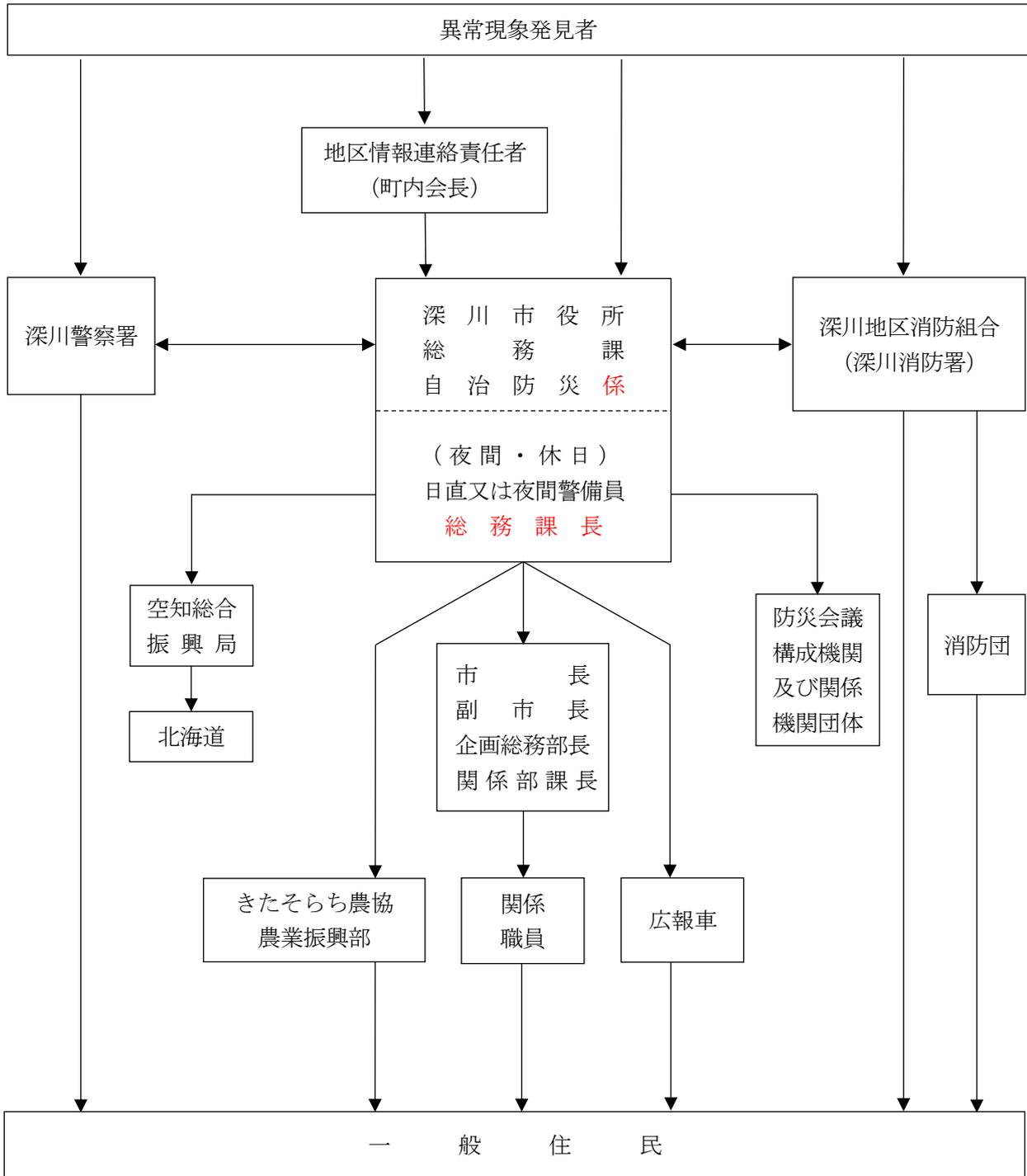
病院・診療所名	診療科目	所在地	許可病床					電話番号	
			一般	療養	結核	精神	感染症		
深川市立病院	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、小児科、整形外科、外科、肛門科、産婦人科、麻酔科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、脳神経外科	深川市6条6番1号	199	人	人	人	人	※ 4	22-1101
深川市立納内診療所	内科、総合診療科	深川市納内町3丁目8番88号							24-2411
深川市立多度志診療所	内科、小児科、外科	深川市多度志1090番地							27-2001
北海道中央病院	内科、呼吸器科、精神科、神経科	深川市西町1番7号		137					22-2135
医療法人アンリー・デュナン会深川第一病院	内科、消化器科、眼科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科	深川市あけぼの町1番1号		270					23-3511
医療法人圭仁会東ヶ丘病院	内科、精神科、消化器科、リハビリテーション科、心療内科	深川市音江町音江257番地2				329			25-2755
医療法人社団厚北会吉本病院	内科、精神科、神経科	深川市3条25番19号				100			22-7130
吉田医院	内科、胃腸科	深川市2条8番23号							23-2521
斎藤整形外科医院	整形外科・リハビリテーション科	深川市7条9番38号							23-3737
成田医院	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科	深川市3条6番16号							23-5566
医療法人社団深川内科クリニック	内科、内分泌科、呼吸器科、循環器科、消化器科、リウマチ科	深川市5条2番14号							23-5511
医療法人社団みきた整形外科クリニック	整形外科、リウマチ科	深川市5条9番5号							26-2626
医療法人社団たかはし内科消化器内科	内科、消化器内科	深川市4条9番18号							22-2022
本間クリニック	耳鼻咽喉科、麻酔科	深川市4条7番11号							23-3387
津田こどもクリニック	小児科	深川市5条9番6号							34-5311
深川保健所	内科	深川市2条18番6号							22-1421

住民組織等協力要請先一覧表

団 体 名	市関係所管（連絡先）
深川地区町内会連合会	総務課（自治防災係）
一巳地区町内会連合会	〃（ 〃 ）
納内町内会連合会	〃（ 〃 ）
音江町内会連合会	〃（ 〃 ）
多度志地区町内会連合会	〃（ 〃 ）
深川市赤十字奉仕団	社会福祉課（福祉庶務係）
深川市交通安全指導員会	総務課（自治防災係）
深川市農村青年部協議会	農政課（農政係）
深川市無線赤十字奉仕団	社会福祉課（福祉庶務係）

（注）単位町内会の名称・代表者氏名・連絡方法については、別に名簿を調製しておくものとする。

災害情報連絡系統図

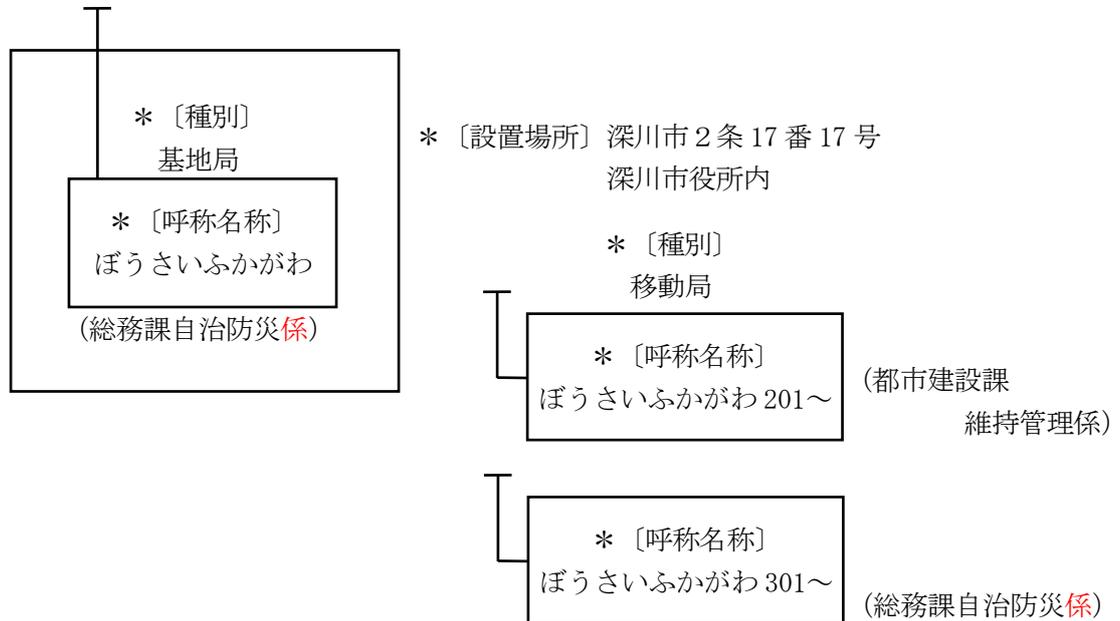


防災関係機関無線局一覧表

局 種	電波の形式	設置場所	所在地	電話番号	通信区域その他
固定/ 基地	F 3	深川警察署	深川市 5 条 1 番 12 号	23-0110	北空知管内（パトカーの移動により）及び旭川方面管内各警察署
〃	〃	札幌開発建設部深川道路事務所	深川市音江 町広里306	25-1155	札幌、岩見沢、滝川、当別、千歳と通信可能、移動により道内全般と通信可能
〃	〃	空知中央バス(株)深川営業所	深川市音江 町字広里71 番地12	22-2114	滝川、旭川と通信可能
〃	〃	<u>北海道電力ネットワーク株式会社深川ネットワークセンター</u>	深川市 7 条 7 番 2 号	<u>0120-</u> <u>06-0192</u>	北空知一円（作業者の移動により可能）
〃	〃 G 7	石狩川開発建設部北空知河川事業所	雨竜郡妹背 牛町字妹背 牛482の1	32-2470	全道各事業所等と通信可能
〃	F 3	深川地区消防組合	深川市 8 条 10 番 20 号	22-2814	消防組合管内及び全道消防機関
固 定	〃	鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊 2404番地先	28-2059	沼田、秩父別、北竜、妹背牛
固定/ 基地	〃	空知農業改良普及センター 北空知支所	深川市 2 条 19 番 13 号	23-4267	深川、妹背牛、秩父別、沼田、幌加内（連絡車 3 台の移動により通信可能）
〃	F 3 E	札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町 北 4 番 11 号	22-1411	北空知管内（パトカー作業車の移動により通信可能）
基 地	24K3 G7W	深川市役所	深川市 2 条 17 番 17 号	26-2215	深川市内の区域

防災無線の概要

1 無線局の種別・呼出名称・設備場所



2 機器構成

(1) 基地局設備内容

名 称	数 量	規格等	名 称	数 量	規格等
統制台	1		空中線共用装置	1	
録音再生装置	1		被遠方監視制御部	1	
運用管理装置	1		空中線	2	
自動通信記録装置	1		同軸避雷器	2	
遠隔制御装置	1		耐雷トランス	1	5 kVA
統制局制御装置	1		非常用 (直流) 電源装置	1	DC-48
P B X 接続装置	1		無停電電源装置	1	3 kVA
基地局無線送受信装置	1	2 キャリア	既設構内交換機改造	1	

(2) 移動局設備

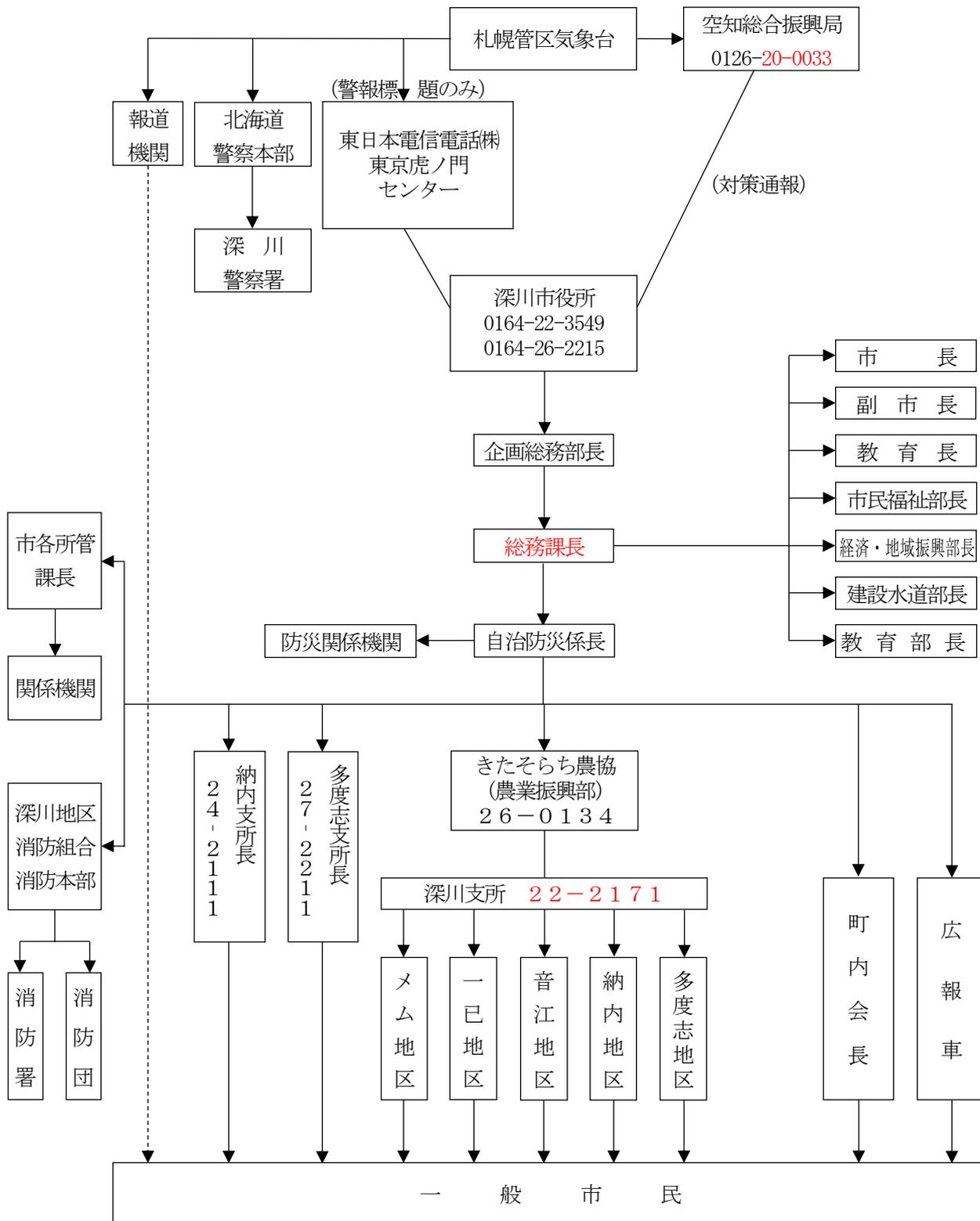
名 称	数 量	規格等
携帯型無線装置	7	5 W、ホイップアンテナ・充電器付
車携帯型無線装置	15	3 kVA、車載アダプタ付
空中線	15	車載用、260MHz 帯用、マグネット型

深川市無線赤十字奉仕団無線局一覧表

呼出符号	電波の型式	免許所持者	所在地	電話番号
J A 8 F L X	(F 3)	河 合 義 則	深川市メム 8 号川 2 線	23-3892
J J 8 R H P	(4 V F) (4 V F)	河 合 暢	深川市メム 8 号川 2 線	23-3892
J A 8 I G N	(4 V F)	杉 原 進	深川市錦町西 6 番 2 9 号	22-7615
J A 8 N U B	(4 V F)	高 見 秀 男	深川市 1 条 1 8 番 9 号	22-3362
J H 8 E W J	(4 V F)	宮 嶋 幸 男	深川市メム 7 号本通	22-1581
J H 8 R H H	(4 V F)	曾 我 公 一	深川市音江町字豊泉	25-1508
J E 8 C R Q	(4 V F) (4 H A)	浦 滝 美佐子	深川市メム 9 号線山 2 線	22-3432
J G 8 A L G	(4 V F)	浦 滝 教 幸	深川市メム 9 号線山 2 線	22-3432
J J 8 B Q K	(4 V F)	佐 藤 巧	深川市音江町字広里	25-1765
J I 8 G M V	(4 V A) (4 V F) (4 V F)	片 桐 章 晴	深川市メムオーホ	22-4481

※ 全無線局移動運用可

気象予警報等伝達系統図



雨量・水位・地震観測所

1 雨量観測所

No.	観測所名	所在地	所管	備考
1	音江 (石狩川)	深川市音江町字国見 122 番地 1	札幌開発建設部	
2	深川 (石狩川)	深川市 8 条 22 番地 30	〃	
3	国見 (道路)	深川市音江町字国見	〃	
4	鷹泊 (雨竜川)	深川市鷹泊 1388 番地	〃	
5	幌加内峠 (道路)	深川市鷹泊 965 番地	〃	
6	深川 (堺川)	深川市深川町字メム 107 番地 10	〃	
7	多度志川 (多度志川)	深川市湯内 1173 番地地先	〃	
8	深川 (気象)	深川市一已町字一已 3002 番地 10	気象庁	地域気象観測所 (アメダス観測所)

2 洪水予報・水位周知河川等と水位設定

(単位:m)

No.	観測所名	河川名	位置	水防団 待機 水位	はん 注 水	濫 意 位	避 判 水	難 断 位	はん 危 水	濫 険 位	管理者
1	納内	石狩川	深川市納内町 8 区の 1 (納内橋下流約 30m)	57.50	58.90	59.20	60.10	札幌開発建設部			
2	深川橋	石狩川	深川市 8 条 22 番地 30 (深川橋下流約 30m)	48.30	49.30	—	—	札幌開発建設部			
3	妹背牛橋	石狩川	深川市音江町稲田 (妹背牛橋下流約 80m)	37.90	39.00	—	—	札幌開発建設部			
4	深川 堺川	深川市深川町字メム 107 番地 10 (東鳳橋付近)	43.71	44.21	—	44.76	空知総合振興局				
5	多度志川	多度志川	深川市多度志町字多度志 9032 番地 1 (やよい橋地点)	62.47	62.93	63.30	63.67	空知総合振興局			
6	多度志	雨竜川	沼田町共成 24 番地 (竜水橋下流約 300m)	56.40	57.00	57.50	57.70	札幌開発建設部			
7	大鳳橋	大鳳川	妹背牛町大鳳 (大鳳橋下流約 20m)	35.60	36.10	—	—	札幌開発建設部			

3 地震観測点

No.	観測点名	所在地	管 理	備 考
1	深川	深川市 1 条 2958 番地 78	防災科学技術研究所	K-NET HKD117 (気象庁地震観測点)
2	深川北	深川市多度志町字湯内 2477 番地	〃	Hi-net
3	深川南	北海道深川市音江町 2 丁目 368 番地 1	〃	Hi-net

気象庁による雨・風・地震等の区分表

1 雨の強さと降り方

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	道路が川のようになる。	ワイパーを速くしても見づらい
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。				高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じず。				

2 風の強さと吹き方

風の強さ	平均風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	走行中の車	屋外・樹木の様子	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20 以上 25 未満	～90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25 以上 30 未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30 以上 35 未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	35 以上 40 未満	～140km					住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40 以上	140km～						

3 気象庁震度階級関連解説

【使用にあたっての留意事項】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

◎人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

◎木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- ※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

◎鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- ※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

◎地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※3)。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

◎ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある(※)。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※)。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

◎大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建築物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内容液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

重要水防区域

No.1

番号	危険区域				予想される被害				整備計画	
	区域名	水系名	河川名	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	音江堤 稲田築堤	石狩川	石狩川 (左岸)	溢水					開発局	計画検討中
2	音江堤 沖里河築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
3	音江堤 音江築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
4	音江堤 音江築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
5	一已堤 一已築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
6	納内堤 納内築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
7	多度志堤 多度志築堤	〃	雨竜川 (左岸)	〃					〃	〃
8	多度志堤 幌成築堤	〃	〃 (両岸)	〃					〃	〃
9	多度志堤 鷹泊築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
10	多度志堤 ペンケ築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
11	多度志堤 ウツカ築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
12	多度志堤 ヌップ築堤	〃	雨竜川 (右岸)	〃					〃	〃
13	深大川 左岸上流築堤	〃	大鳳川 (左岸)	〃					〃	〃
14	深大川 右岸上流築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
15	一穂町 稲北光	〃	堺川	〃	365		市道	田20ha	北海道 (建設部)	河川改修実施中
16	音江・広里	〃	待合川	〃	50		国道12号 0.5km	田40ha	〃	〃
17	音江	〃	音江川	〃				田20ha	〃	〃
18	納内区 5	〃	アモイ川	〃			納内東7丁目甲線	田5ha	深川市	計画検討中
19	納内内園	〃	ヒラウシユケオマナイ川	〃	2	内会園館(1)	国道12号 0.3km	田20ha	〃	河川改修実施中

番号	危険区域				予想される被害				整備計画	
	区域名	水系名	河川名	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
20	音内 江園	石狩川	高津山四の沢川	溢水	5		市道内3号北側道線0.1km、市道内2号農道線0.6km	田12ha	深川市	計画検討中
21	音菊 江丘	〃	内大部川	河川決壊	2		市道内27号線2.0km	田2ha	〃	〃
22	一一 已已	〃	柳川	溢水	3		市道一已1丁目線0.6km	田12ha	〃	〃
23	音菊 江丘	〃	菊丘川	〃	2		市道新城峠線0.4km	田19ha	〃	〃
24	音更 江進	〃	内大部川	〃	3		道道旭川芦別線	田7ha	深川市(農政課)	〃
25	音音 江江	〃	創志の沢川	〃			道道豊里深川線		深川市	〃
26	多度志内 幌	〃	エイヤン川	〃	3		道道幌内湯内線0.1km、湯幌第2号農道線0.3km	田5.2ha	〃	〃
27	納5 内区	〃	中野川	〃	6		市道納内7丁目線0.2km	田30ha	〃	〃
28	多度志泊 鷹	〃	小ヌッ川	〃	6		市道ヌッ開拓支線0.6km	田8.4ha	〃	〃
29	音菊丘・吉住	〃	吉住川	〃	14		道道深川豊里線	田・畑34ha	〃	〃

市街地における低地帯の浸水危険区域

番号	危険区域				予想される被害				整備計画	
	区域名	水系名	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	石狩緑地	石狩川	15.0	緑地冠水				緑地施設の流出及び表土流出砂堆積	石狩川開発建設部	計画検討中

地すべり・がけ崩れ等危険区域

番号	危険区域			予想される被害 住宅・公共施設 道路・その他	法令等における 指定状況			整備計画	
	区域名	場 所	危険 区域 面積 (ha)		指定機関 法令名 指定年月日 指定番号	危険区 域との 関連		実施機関	概 要
						全 部	一 部		
1	多度志	鷹 泊	21.4	雨竜川延長1km				北海道 (建設部)	計 画 検 討 中
2	音 江	国 見	4.7	通行遮断300m 国道12号				〃	〃
3	〃	音 江	25.0	住宅1戸 国道12号・市道音43号 ～通行遮断1200m				〃	〃
4	〃	内 園	30.3	市道高津山3裏線～通 行遮断670m 耕地5.1ha 墓地				〃	〃
5	多度志	不 知 火	90.0					〃	〃
6	多度志	鷹泊 大ヌップ	0.5	住宅9戸 道道鷹泊停車場線 1,100m 農地9ha	農林水産省 森林法 S30.10.12 814	○		北海道 (水産林務部)	実 施 中
7	多度志	上 幌 成 (市道上 幌内線)	基点 より 700m	通行遮断 市道上幌内線 国有林と私有林の被害				深川市	一 部 実 施 済

急傾斜地崩壊危険区域

番号	危険区域			予想される被害	法令等における 指定状況			整備計画	
	区域名	場 所	危険区域 延長 (m)		指定機関 法令名 指定年月日 指定番号	危険区域との 関連		実施機関	概 要
				全部		一部			
1	多度志	湯 内	37	住宅1戸 歩道35m				北海道 (建設部)	

土石流危険区域

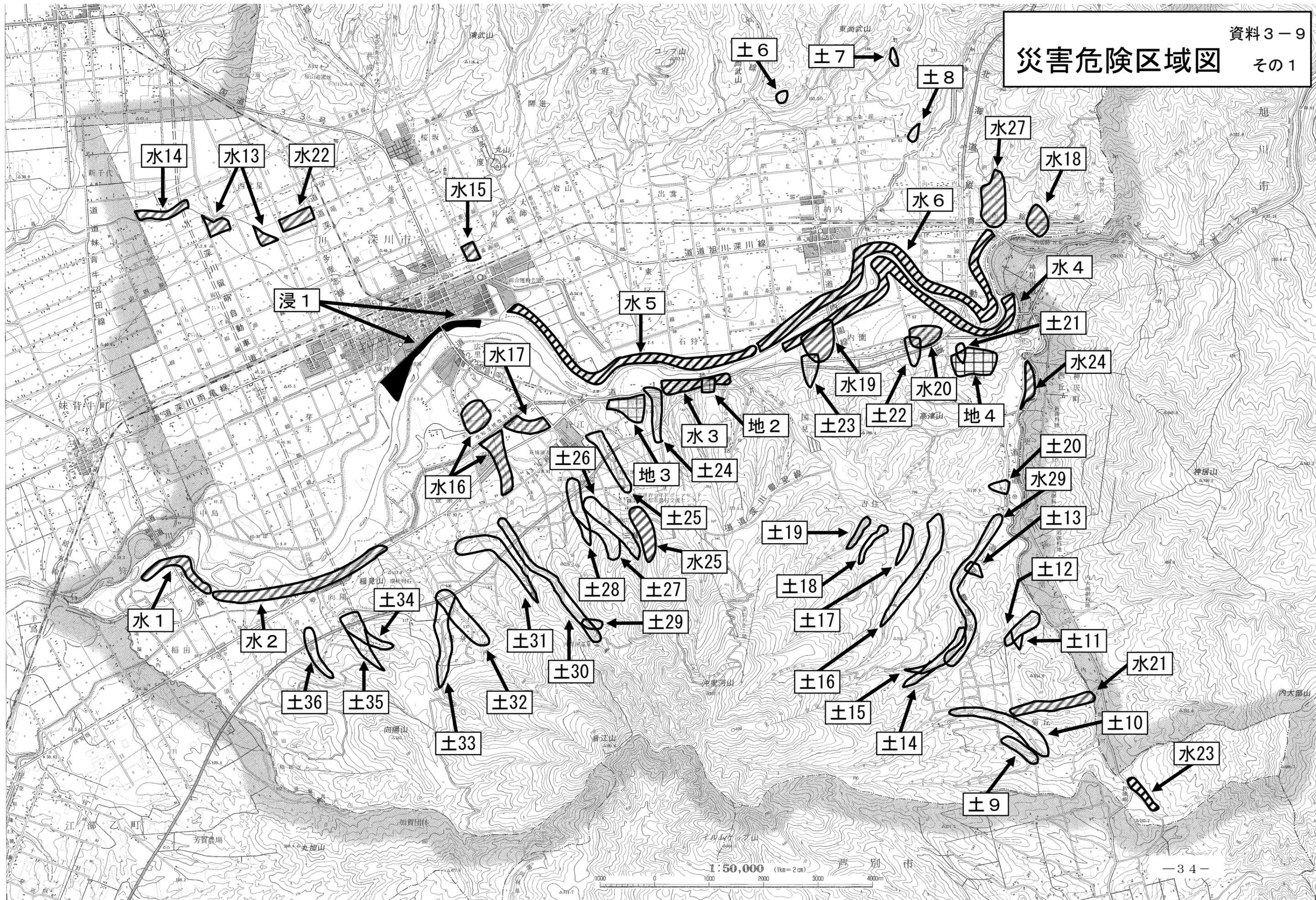
No.1

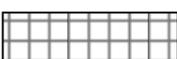
番号	危険区域の現況							砂防指定地 指定番号・年 月日	予想される 被害 住宅・公共施 設・道路・そ の他	整備計画	
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成16 年度溪 流番号	溪流概要				実施 機関	概要
						溪流 延長 (km)	流域 面積 (ha)				
1	鷹泊	石狩川	山田の 沢川		Ⅱ06 - 0140	0.73	33		住宅1戸 市道0.15km 畑1.86ha	北海道 (建設)	計画 検討中
2	〃	〃	〃	土田右 の沢川	Ⅱ06 - 0150	0.23	11		住宅1戸 市道0.15km 畑2.32ha	〃	〃
3	幌内	〃	大倉沢 川		I 06 - 0230	1.54	45		住宅1戸 幌成は、巧化カ 国道275号 0.75km	〃	〃
4	多度志	〃	多度志 川	荒井の 沢川	Ⅱ06 - 0240	0.18	4		住宅1戸 市道0.14km	〃	〃
5	湯内	〃	ポン沢 川	原の沢 川	Ⅱ06 - 0250	0.63	17		住宅1戸 田0.01ha	〃	〃
6	納内町 12区	〃	入志別 川	入志別 西山の 沢川	Ⅱ06 - 0260	0.31	10		住宅1戸 田0.20ha	〃	〃
7	〃	〃	吉野川	青木の 沢川	Ⅱ06 - 0270	0.13	5		住宅1戸 市道0.18km 田0.20ha	〃	〃
8	〃	〃	納内 幌内川	中村の 沢川	Ⅱ06 - 0280	0.29	7		住宅1戸 市道0.11km 田1.12ha	〃	〃
9	音江町 菊丘	〃	ヌ ⁷ リコ マ菊丘支 流川		Ⅱ06 - 0290	1.42	89		住宅2戸 市道0.36km	〃	〃
10	〃	〃	ヌ ⁷ リコ マ内大部 川		I 06 - 0300	4.73	395		住宅5戸 新丘は、巧化カ 道道1.28km 耕地4.33ha	〃	〃
11	〃	〃	八木の 沢川	岡林の 沢川	Ⅱ06 - 0310	0.14	15		住宅1戸 市道0.62km	〃	〃
12	〃	〃	〃		Ⅱ06 - 0320	0.87	103		住宅1戸 市道0.76km	〃	〃
13	音江町 吉住	〃	吉住川	中本の 沢川	Ⅱ06 - 0330	0.15	10		住宅1戸 市道0.12km	〃	〃
14	〃	〃	〃		Ⅱ06 - 0340	1.22	151		住宅1戸 道道0.50km	〃	〃

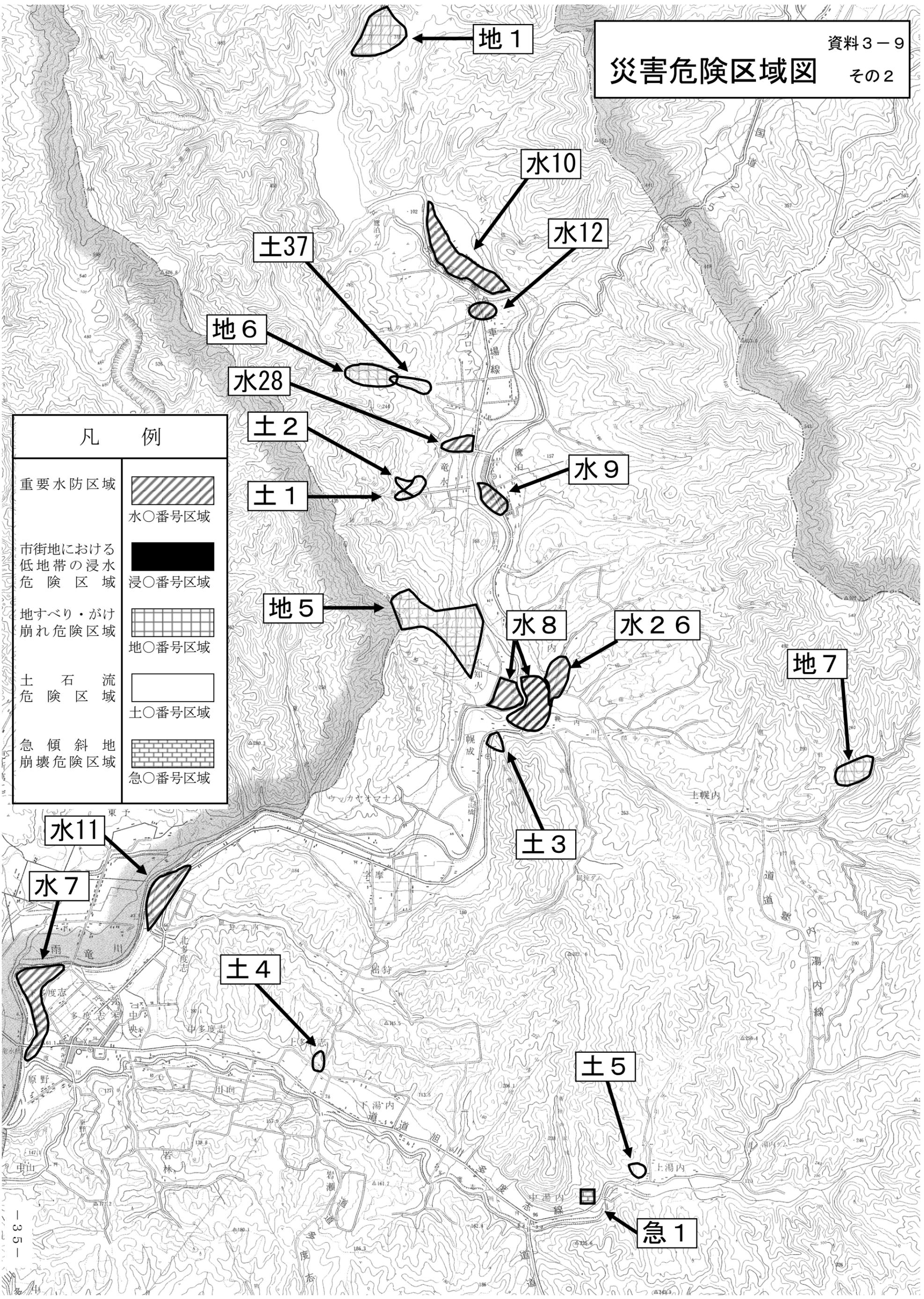
番号	危険区域の現況								予想される被害	整備計画		
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成16年度溪流番号	溪流概要		砂防指定地指定番号・年月日		住宅・公共施設・道路・その他	実施機関	概要
						溪流延長(km)	流域面積(ha)					
15	音江町吉住	石狩川	吉住川	吉住右の沢川	Ⅱ06-0350	1.84	103		住宅1戸 道道0.50km	北海道(釧路)	計画検討中	
16	〃	〃	神社の沢川		Ⅱ06-0360	4.10	261		住宅2戸 道道0.21km 田1.05ha	〃	〃	
17	〃	〃	小吉住沢川		Ⅱ06-0370	1.98	121		住宅1戸 道道0.14km 耕地4.43ha	〃	〃	
18	〃	〃	下吉住沢川		Ⅱ06-0380	2.10	157		住宅2戸 道道0.17km 耕地1.3ha	〃	〃	
19	〃	〃	上吉住沢川		Ⅱ06-0390	2.45	178		住宅2戸 道道0.13km 田0.48ha	〃	〃	
20	音江町更進	〃	内大部川	更進神社の沢川	I06-0400	0.47	11		住宅2戸 道道0.13km 田0.31ha	〃	〃	
21	音江町内園	〃	石狩川	村中の沢川	Ⅱ06-0410	0.27	5		住宅1戸	〃	〃	
22	〃	〃	高津山三の沢川		I06-0420	0.52	16		住宅1戸 国道0.14km 果樹園0.87ha	〃	〃	
23	〃	〃	ヒラウシュケマナ川		I06-0430	0.86	70		住宅1戸 国道0.11km 田0.35ha	〃	〃	
24	音江町音江	〃	タモニナイ川		Ⅱ06-0440	1.76	81		住宅2戸 国道0.16km 田1.24ha	〃	〃	
25	〃	〃	音江川		I06-0450	3.85	413	S53.6.9 建告第1037号	住宅10戸 音江中央保育園 道道0.12km 敬徳寺	〃	砂防ダム1基	
26	〃	〃	チフサトク川		Ⅱ06-0460	1.38	52		住宅3戸 道道0.23km 田5.09ha	〃	計画検討中	
27	〃	〃	音江川	インター1の沢川	Ⅱ06-0470	0.73	67		住宅3戸 道道0.20km 田6.38ha	〃	〃	
28	〃	〃	〃	インター2の沢川	Ⅱ06-0480	0.77	35		住宅3戸 道道0.20km 田0.39ha	〃	〃	
29	音江町音江	〃	待合川	待合左の沢川	I06-0490	0.50	31		住宅2戸 道道0.19km 寺院	〃	〃	
30	音江町豊泉	〃	〃		I06-0500	2.51	266	S59 11.27 建告第1579号	住宅2戸 道道0.19km 寺院	〃	砂防ダム1基	

番号	危険区域の現況							砂防指定地 指定番号・年 月日	予想される 被害	整備計画	
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成16 年度溪 流番号	溪流概要				実施 機関	概要
						溪流 延長 (km)	流域 面積 (ha)				
31	音江町 豊 泉	石狩川	オキリカッ プ支流 川		I 06 - 0510	3.62	207	H3 7.18 建告第 687号	住宅6戸 道央道0.08km 果樹園0.31ha	北海道 (建設)	砂防 ダム 1基
32	音江町 向 陽	〃	オキリカッ プの沢 川		I 06 - 0520	1.66	203		住宅1戸 道央道0.17km	〃	〃
33	〃	〃	オキリカッ プ川		II 06 - 0530	1.95	217		住宅1戸 道央道0.17km 田1.83ha	〃	〃
34	〃	〃	テバウシ ナイ川		II 06 - 0540	0.51	40		住宅1戸 道央道0.77km 田3.40ha	〃	計 画 検 討 中
35	〃	〃	〃	テバウシ イ右の沢 川	II 06 - 0550	0.44	37		住宅1戸 道央道0.68km 田0.44ha	〃	〃
36	〃	〃	チャオヤウ シナイ川		II 06 - 0560	2.02	258		住宅1戸 道央道0.21km	〃	〃
37	鷹 泊	〃	大ヌッ プ川			4.3	45.1		住宅9戸 道道鷹泊停車場線 1.1km 農地9.0ha	北海道 (水産林務 部)	実施中

災害危険区域図 その1



凡 例	
重要水防区域	
市街地における 低地帯の浸水 危険区域	
地すべり・がけ 崩れ危険区域	
土 石 流 危険区域	
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	
	水○番号区域
	浸○番号区域
	地○番号区域
	土○番号区域
	急○番号区域

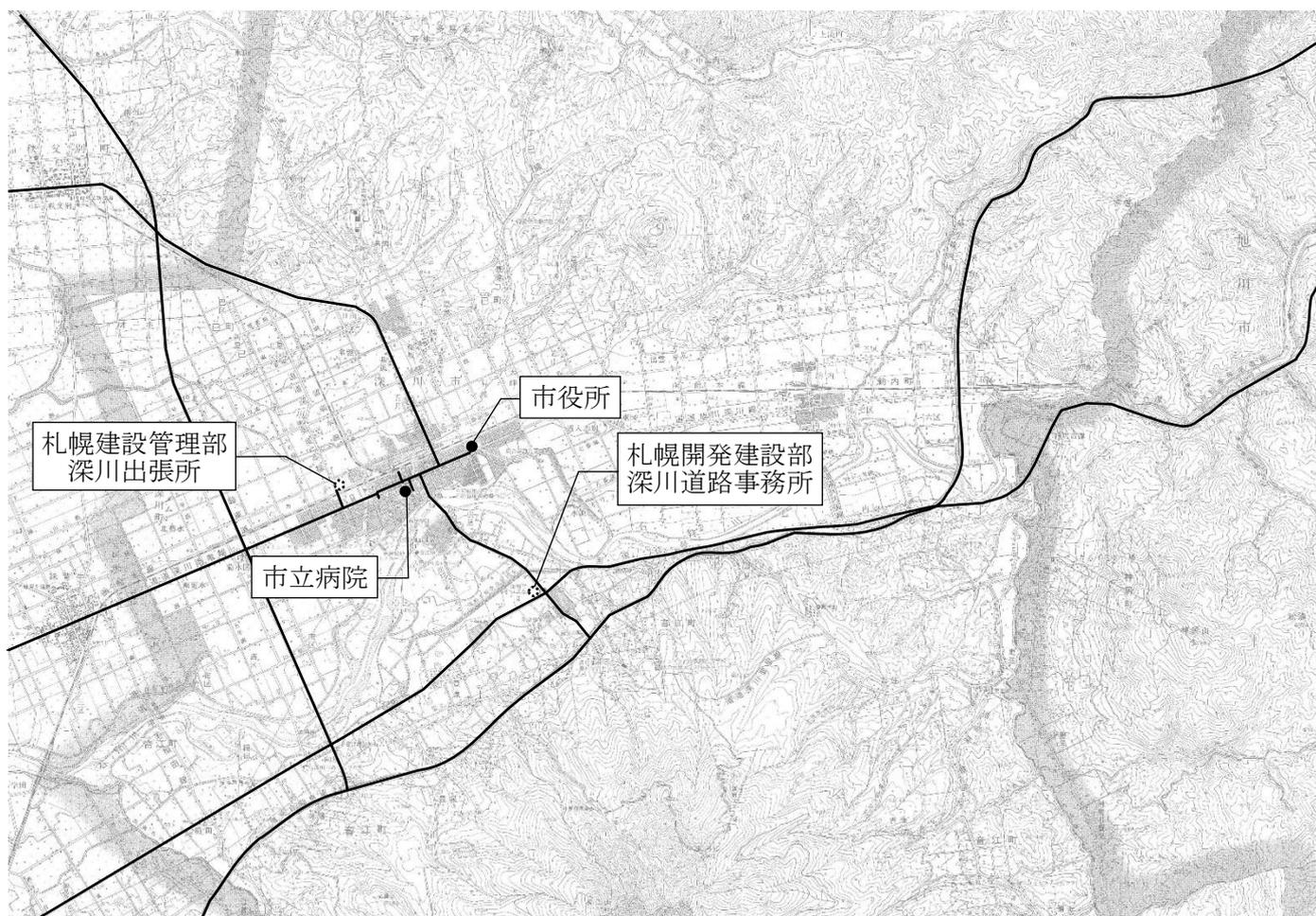
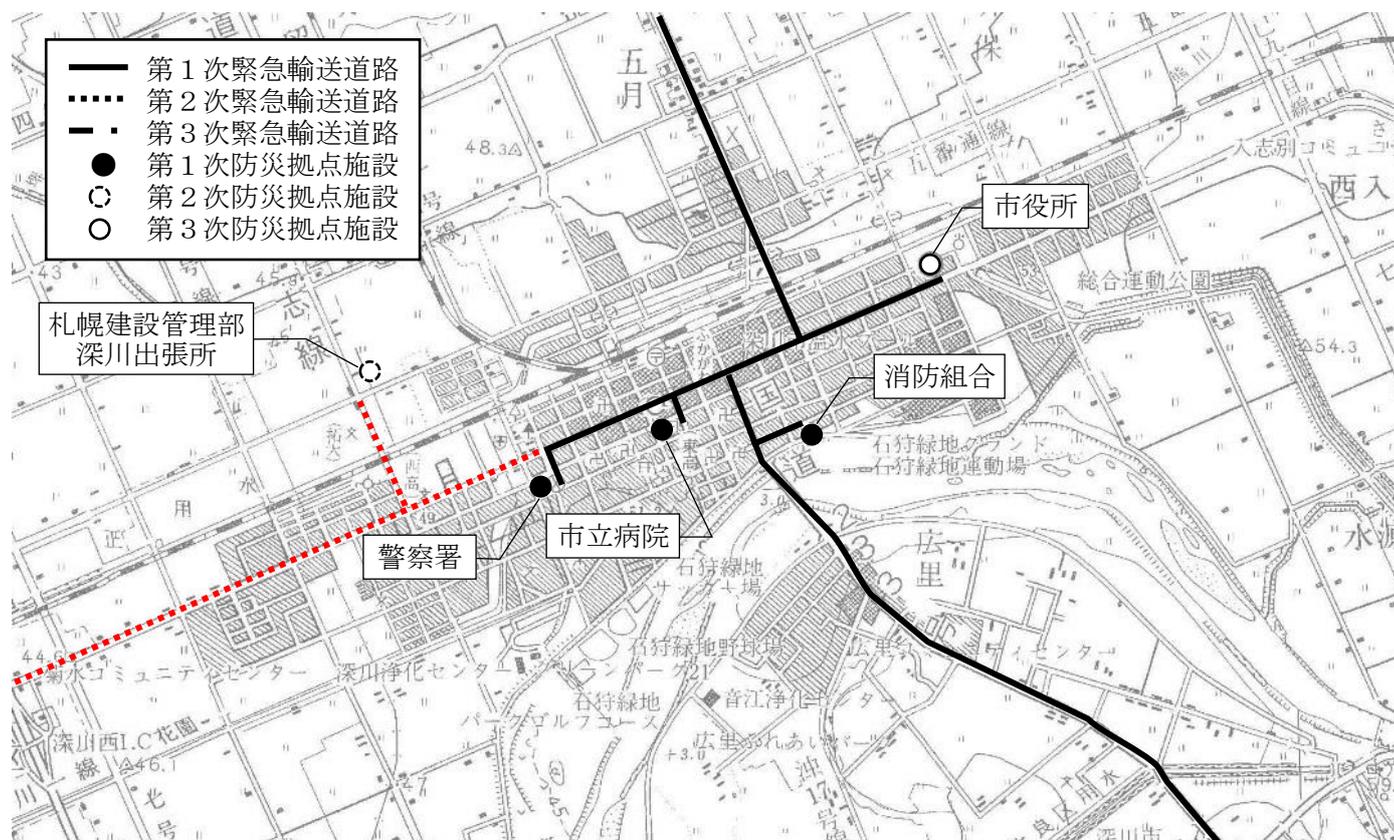


市保有車両一覧表

主管課	普通 乗用	小型 乗用	軽 乗用	普通 貨物	小型 貨物	軽 貨物	普通 特種	小型 特種	特種 用途	大型 特殊	普通 乗合	計
総務課	5	7	3		2	1	1					19
都市建設課		1		7	1		4(2)			10(3)		23(5)
建築住宅課	1											1
上下水道課		3			1							4
市民生活課					1					2(2)		3(2)
農政課	3					2(1)		1			1(1)	7(2)
高齢者支援課		1	3									4
学務課											8(8)	8(8)
生涯学習 スポーツ課							1(1)					1(1)
商工労働 観光課								1(1)				1(1)
市立病院	3	1	3									7
計	12	13	9	7	5	3(1)	6(3)	2(1)		12(5)	9(9)	78(19)

※ () 内の数字は、公社または委託業者に貸与している車両 (内数)

緊急輸送ネットワーク指定路線図



非常用食料備蓄状況

場 所	品 目	数量	保存年限
多目的低温倉庫	白米 (200 g)	1,800食	5年間
	レトルトカレー (170 g)	1,680袋	5年間
	ビスケット (3枚/袋)	2,940袋	5年間
	エマージェンシーブレッド [®] (保存パン100 g)	1,080食	5年間
	えいようかん (羊かん60 g)	600食	5年間
	飲料水 (500ml)	2,592本	7年間
	飲料水 (500ml)	2,904本	15年間
	飲料水 (2ℓ)	1,932本	7年間
	飲料水 (2ℓ)	600本	15年間
防災備蓄倉庫	レトルトカレー (170 g)	120袋	5年間
	エマージェンシーブレッド [®] (保存パン100 g)	48食	5年間
	えいようかん (羊かん60 g)	100食	5年間
	飲料水 (500ml)	144本	7年間
	飲料水 (2ℓ)	312本	7年間
	液体ミルク	81本	1年間

場 所	品 目	数量	保存年限
深川市立病院	レトルトカレー (170 g)	180袋	5年間
	エマージェンシーブレッド (保存パン100 g)	48食	5年間
	えいようかん (羊かん60 g)	100食	5年間
	飲料水 (500ml)	720本	7年間
	飲料水 (20)	180本	7年間
深川消防署	レトルトカレー (170 g)	120袋	5年間
	エマージェンシーブレッド (保存パン100 g)	48食	5年間
	えいようかん (羊かん60 g)	100食	5年間
	飲料水 (20)	489本	7年間
納内時計台プラザ	飲料水 (500ml)	96本	7年間
吉住更進コミュニティセンター	飲料水 (500ml)	96本	7年間
内園コミュニティセンター	飲料水 (500ml)	96本	7年間
菊丘コミュニティセンター	飲料水 (500ml)	24本	7年間
	飲料水 (20)	48本	7年間
幌成コミュニティセンター	飲料水 (500ml)	96本	7年間
リフレッシュプラザ鷹泊	飲料水 (500ml)	96本	7年間

防災資機材備蓄一覧

No.	品目	保 管 先													計	
		市役所	消防	病院	低温倉庫	学校以外の 避難所	深川小	一巳小	北新小	納内小	音江小	多度志小	深川中	一巳中		多度志高
1	発電機	7				14	1	1	1	2	2	2	1	1		32
2	エンジンポンプ	1														1
3	ジェットヒーター	1	2				1	1	1	2	2	2	1	1		14
4	投光器	8				14	1	1	1	1	1		1			29
5	水中ポンプ	2	3													5
6	拡声器	4					2	2	2	4	4	4	2	2		26
7	コードリール	9				14	2	2	2	4	4	4	2	2		45
8	ラジオ	5					2	2	2	3	3	3	2	2		24
9	石油ストーブ	5					4	4	4	8	8	8	4	4		49
10	除雪機	2														2
11	ハデライト	35					2	2	2	4	4	4	2	2		57
12	ランタン	2				54	2	2	2	2	2	2	2	2	2	74
13	リヤカー						1	1	1	1	1	1		1		7
14	ボルトクワパー	2														2
15	はしご		1													1
16	保存用コンテナ				48											48
17	トランシーバー		6													6
18	デジタルカメラ	2														2
19	薪ストーブ						1	1	1	2	2	2	1	1		11
20	吸水バッグ	705	340													1,045
21	土嚢袋	8,800	3,320													12,120
22	ブルーシート	10	22													32
23	鉄杭	30	82													112
24	油吸着材		4													4
25	バリケード	15					2	2	2	4	4	4	2	2		37
26	ハンマー	12					2	2	2	4	4	4	2	2		34
27	剣先スコップ	29	79													108
28	平角スコップ	68	21													89
29	大角スコップ	18	16													34
30	炊き出し釜	1	1													1
31	使い捨て スプーン	25														25
32	携帯充電器	2														2
33	簡易ベッド					16										16

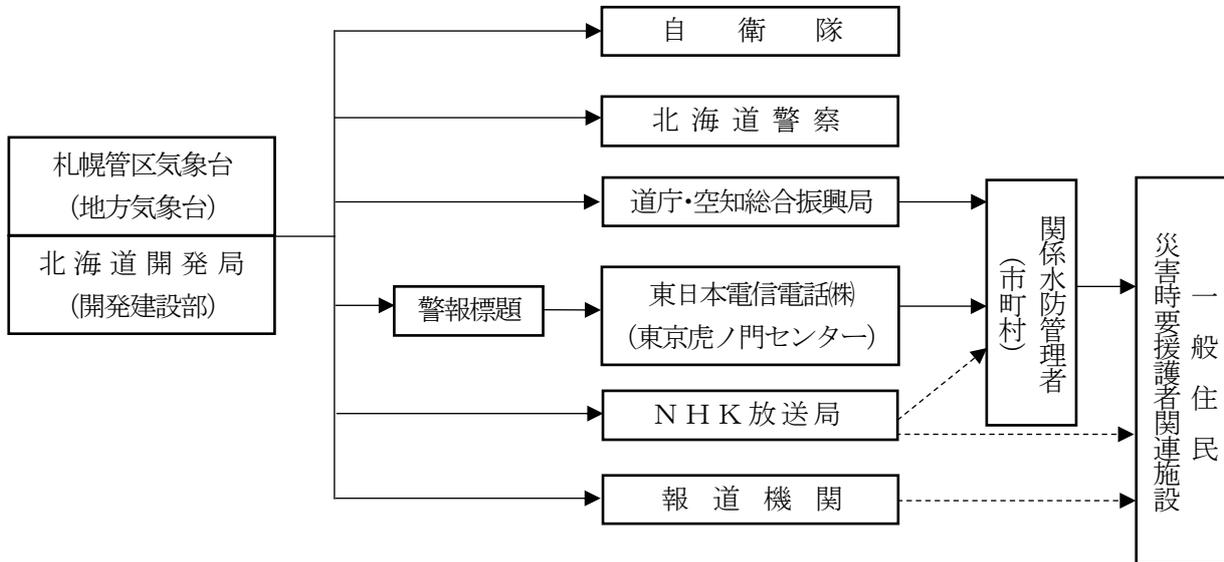
No.	品目	保 管 先													計	
		市役所	消防	病院	低温倉庫	学校以外の 避難所	深川小	一巳小	北新小	納内小	音江小	多度志小	深川中	一巳中		多度志斎所
34	ダンボールマット	1				257	14	10	10	10	2	90	10	14		418
35	エバサンマット					1										1
36	ロープ		3													3
37	プライベートルーム					1										1
38	室内テント	1				221	14	10	10	10	2	90	10	14		382
39	室内テント屋根					80	6	4	4	4	2	40	4	6		150
40	大型テント					5										5
41	毛布	200					240	240	80	320	320	320	240	240		2,200
42	タオル	100														100
43	カイロ	100														100
44	救急箱救急セット	20														20
45	簡易トイレ	23				181	3	3	3	3	3	3	3	3	1	229
46	ヘルメット	50														50
47	災害用ベスト	50														50
48	ポリタンク	5					2	2	2	4	4	4	2	2		27
49	1000タンク					4										4
50	2000タンク					3										3
51	携行缶	4					1	1	1	2	1	2	1	1		14
52	マット					40	240	240	80	320	280	320	240	240		2,000
53	間仕切り						5	5	5	10	10	10	5	5		50
54	立入禁止テープ	20	20													40
55	マグネットシート	4														4
56	救助工具セット		1													1
57	救助ロープ		1													1
58	断熱材						10	10	10	20	10	10	10	10		90
59	コンパネ		60													60
60	長靴	20														20
61	雨合羽	20														20
62	ロープ レスキュー一式		1													1
63	救命胴衣		5													5
64	鶴嘴	1														1
65	鍬	1														1
66	鉞	10														10
67	スコッチコーン	20														20
68	コーンバー	10														10
69	三角コーン					120										120
70	タイガーロープ	3														3
71	ライン引き	1														1
72	エタノール	44														44

No.	品目	保 管 先													計	
		市役所	消防	病院	低温倉庫	学校以外の 避難所	深川小	一巳小	北新小	納内小	音江小	多度志小	深川中	一巳中		多摩志支所
73	漏斗					66										66
74	エタノール分配用ポンプ	6				60										66
75	エタノール分配容器					66										66
76	ハイター20kg	1														1
77	ハイター1.5ℓ					6										6
78	ハイター600ml					40										40
79	石鹼(固形)					86										86
80	石鹼(液体)					80										80
81	体温計	162														162
82	非接触式電子温度計	6				150										156
83	サーマルカメラ	2				42	2	2	2	2	2	2	2	2		60
84	不織布マスク	100				846										946
85	フェイスシールド					1,040										1,040
86	ニトリルグローブ					44										44
87	ポリ手袋					47										47
88	透明ビニールシート					18										18
89	アイソレーションガウン					50										50
90	室外テント	1				4										5
91	感染症対策キット	125														125
92	ブルーシート					124										124
93	ビニール袋					149										149
94	ゴミ袋					142										142
95	サランラップ					92										92
96	ペーパータオル					114										114
97	紙コップ					54										54
98	カゴ台車					50										50
99	運搬用コンテナ					46										46
100	スプレーボトル					198										198
101	自動手指消毒器					60										60
102	飛沫防止用アクリル板	45				100										145
103	シューズカバー					444										444
104	50mメジャー					40										40
105	白線					40										40
106	ソーシャル ディスタンスシール					477										477
107	生理用品	1,790														1,790
108	手動式背負噴霧器					4										4
109	乾電池式背負噴霧器					4										4
110	紙おむつ					31										31

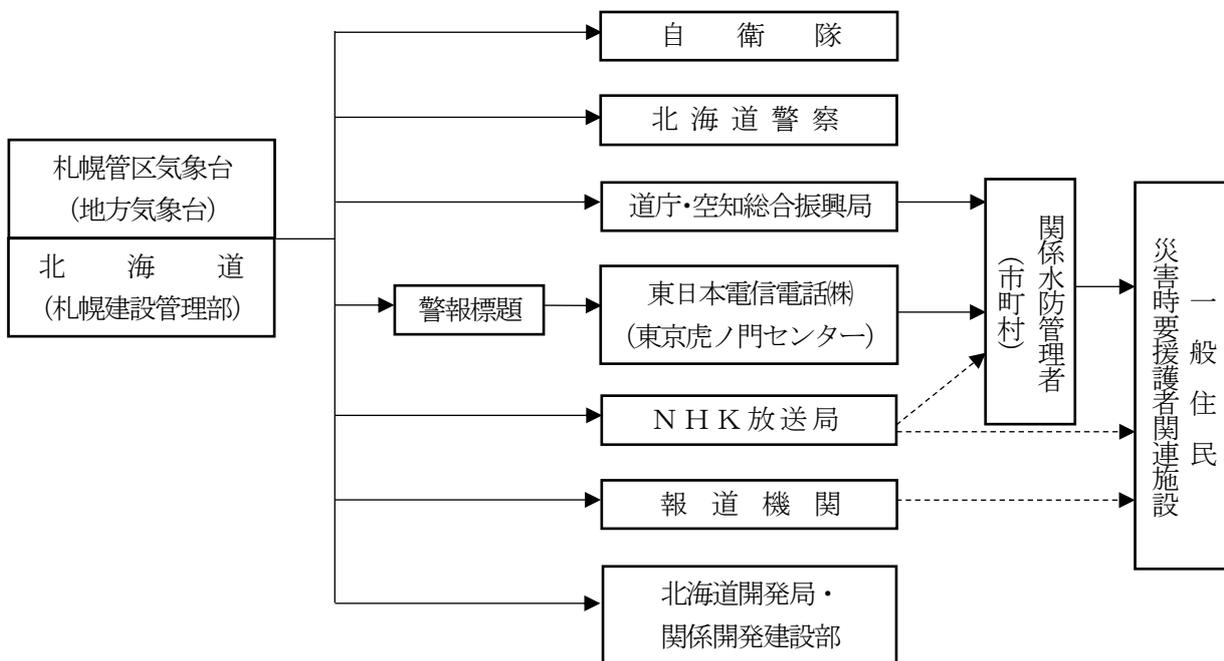
洪水予報・水防警報伝達系統図

1 洪水予報伝達系統図

(1) 北海道開発局と札幌管区气象台が共同で発表する場合

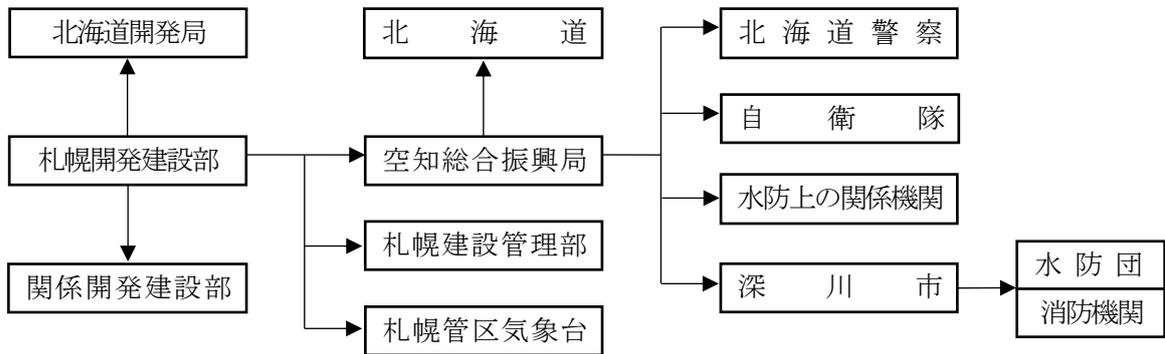


(2) 北海道と札幌管区气象台が共同で発表する場合

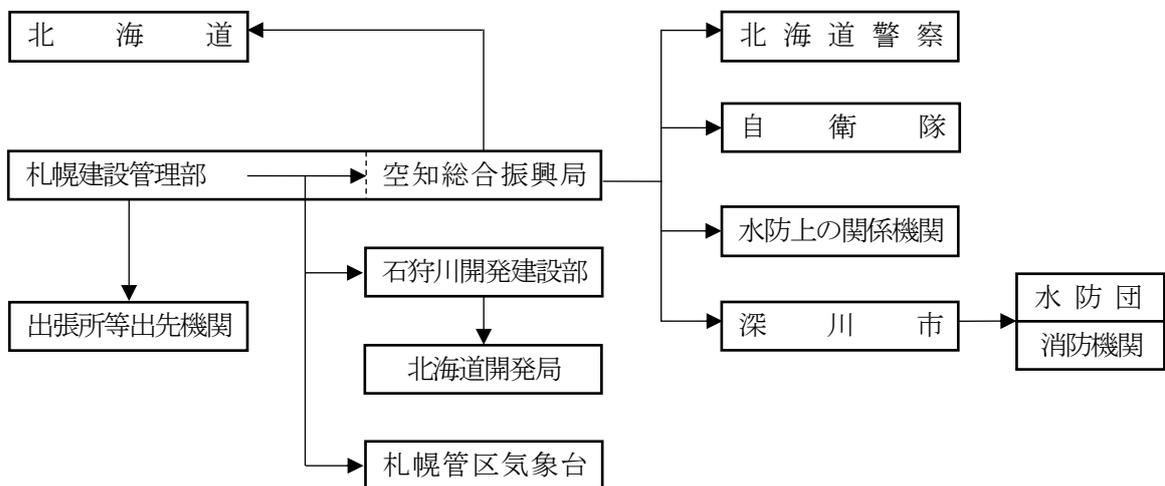


2 水防警報伝達系統図

(1) 北海道開発局が発表する場合



(2) 北海道が発表する場合



要配慮者利用施設一覧

洪水＝洪水浸水想定区域（0.5m以上浸水する区域）、土砂＝土砂災害警戒区域

1 老人福祉施設（介護保険法による分類）

番号	分類名	名称	所在地	電話番号	定数	洪水	土砂
1	老人福祉施設	深川市老人福祉センター	深川市3条18番36号	26-2411	200	○	-
2	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム 清祥園	深川市納内町北3番97号	24-3911	100	-	-
3		特別養護老人ホーム 永福園	深川市西町1番13号	22-4401	50	-	-
4	介護老人保健施設	介護老人保健施設 エーデルワイス	深川市北光町2丁目10番22号	23-5110	96	○	-
5	通所介護事業所	デイサービスセンター 清祥園	深川市納内町北3番97号	24-3911	30	-	-
6		デイサービスセンター しらゆりの里	深川市多度志1188番地	27-2222	10	○	-
7		デイサービスセンター アニステイ 深川	深川市2条4番3号	26-0052	40	○	-
8		リハビリ特化型デイサービス ひろさと	深川市広里町2丁目3番7号	34-5959	10	○	-
9		リハビリ特化型デイサービス カラダラボ 深川	深川市文光町1番2号 メソドヤマワキ1階	34-6056	36	-	-
10		コミュニティデイサービス みんなカフェ	深川市広里町2丁目3番2号	34-5330	18	○	-
11		デイサービス 福寿草	深川市4条12番6号	26-8811	12	○	-
12		デイサービス優和の郷・礼	深川市あけぼの町1番30号	34-5362	30	-	-
13		ライフカレッジ深川	深川市太子町8番13号	34-7560	40	○	-
14	通所リハビリテーション事業所	介護老人保健施設 エーデルワイス	深川市北光町2丁目10番22号	23-5110	30	○	-
15	短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護事業所 永福園	深川市西町1番13号	22-4401	4	-	-
16		短期入所生活介護事業所 清祥園	深川市納内町北3番97号	24-3911	10	-	-
17	短期入所療養介護事業所	介護老人保健施設 エーデルワイス	深川市北光町2丁目10番22号	23-5110		○	-
18	特定施設入居者生活介護事業所	特定施設入居者生活介護ケアハウス アニステイ 深川	深川市2条4番3号	26-0051	50	○	-
19		介護有料老人ホーム こんにちわ金さん銀さん	深川市音江町1丁目3番13号	25-1234	30	-	-

20		ケアハウス えんれい草	深川市4条12番6号	26-1165	29	○	-
21	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 清祥園	深川市納内町北3番59号	24-3901	22	-	-
22	認知症対応型共同生活介護施設 事業所(グループホーム)	グループホーム 忘れな草	深川市4条12番7号	26-2611	18	○	-
23		グループホーム 金さん銀さん	深川市音江町1丁目3番13号	25-1272	18	-	-
24		認知症高齢者グループホーム 清祥園	深川市納内町北3番59号	24-3901	9	-	-
25		グループホーム 優和の郷・信	深川市あけぼの町1番35号	34-5767	18	-	-
26	経費老人ホーム	ひいらぎ荘	深川市北光町2丁目10番18号	22-5680	50	○	-
27	生活支援ハウス	しらゆりの里	深川市多度志1188番地	27-2222	9	○	-
28	サービス付高齢者住宅	ライフシップ深川	深川市太子町8番13号	22-1122	100	○	-

2 障がい福祉サービス事業所（障がい者自立支援法による分類）

番号	分類名	名 称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
1	グループホーム	コスモス	深川市4条24番16号	22-2083	6	○	-
2		つばさ	深川市4条24番18号	23-2623	6	○	-
3		ふれっこ	深川市4条3番10号	22-4000	4	○	-
4		なでしこ	深川市8条12番13号	22-3570	5	○	-
5		ひまわり	深川市8条5番5号	22-6564	7	○	-
6		みらい	深川市西町6番1号	22-1477	11	-	-
7		アカシア	深川市納内町2丁目3番22号	24-3750	7	-	-
8		レインボー	深川市納内町3丁目1番10号	24-2155	5	-	-
9		ラベンダー	深川市納内町3丁目4番1号	24-3009	4	-	-
10		たんぽぽ	深川市納内町3丁目9番40号	24-2886	6	○	-
11		あじさい	深川市納内町グリーンタウン3番27号	24-3787	4	-	-
12		ライラック	深川市文光町1番20号	22-5880	6	-	-
13	施設入所支援	障害者支援施設 あかとき学園	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	48	○	-
14	就労継続支援(B型)	深川デイプレイス ふれあいの家	深川市開西町2丁目7番15号	22-4002	25	○	-
15		就労支援センター 「青空」	深川市納内町2丁目1番48号	24-3450	28	-	-
16		ライブコネクトくだん 「ピーターパン」	深川市4条8番26号	34-7758	20	○	-
17	生活介護	深川デイプレイス ふれあいの家	深川市開西町2丁目7番15号	22-4002	15	○	-
18		就労支援センター 「青空」	深川市納内町2丁目1番48号	24-3450	12	-	-
19		障害者支援施設 あかとき学園	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	60	○	-
20	短期入所	障害者短期入所事業所 あかとき学園	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	4	○	-
21	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス きらきら	深川市開西町2丁目7番15号	34-5104	10	○	-
22	放課後等デイサービス/児童発達支援	児童デイサービス なかよし	深川市緑町18番39号	34-5759	10	○	-
23	<u>児童発達支援/放課後等デイサービス</u>	<u>児童発達支援/放課後等デイサービス ひかりふかがわ</u>	<u>深川市文光町8番15号</u>	<u>34-9416</u>	<u>10</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

3 児童福祉施設（児童福祉法による分類）

番号	分類名	名 称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
1	保育所	新中央保育園	深川市6条11番1号	34-6011	90	○	-
2		納内保育園	深川市納内町北1番86号	24-2846	20	-	-
3		深川西町保育所	深川市西町22番14号	22-7881	50	○	-
4		北光保育園	深川市北光町2丁目12番38号	22-3567	70	○	-
5		音江中央保育園	深川市音江町2丁目11番41号	25-2252	30	-	-
6		認定こども園 深川あけぼの保育園	深川市あけぼの町17番6号	23-4430	35	-	-
7		わかば認定こども園	深川市あけぼの町11番50号	22-5085	20	-	-
8		たどし認定こども園 かぜっこ	深川市多度志630番地	27-2750	25	○	-
9		事業所内保育施設 いちご	深川市4条12番6号	23-0575	12	○	-
10	学童保育所	まなび	深川市西町23番18号 深川小学校内	22-7881	40	○	-
11		北光クラブ	深川市稲穂町2丁目1番9号 一巳小学校内	22-3567	50	○	-
12		すずらん	深川市音江町2丁目6番17号 旧学校共済住宅	25-2252	19	-	-
13		深川あけぼの児童クラブ	深川市あけぼの町17番6号 認定こども園深川あけぼの 保育園内	22-4430	16	-	-
14		多度志学童クラブ	深川市多度志131番地	27-2359	20	○	-
15		納内放課後児童クラブ	深川市納内町3丁目9番30号 旧学校共済住宅	24-2846	10	○	-
16	児童センター	深川市児童センター	深川市3条18番36号 総合福祉センター内	26-2411		○	-

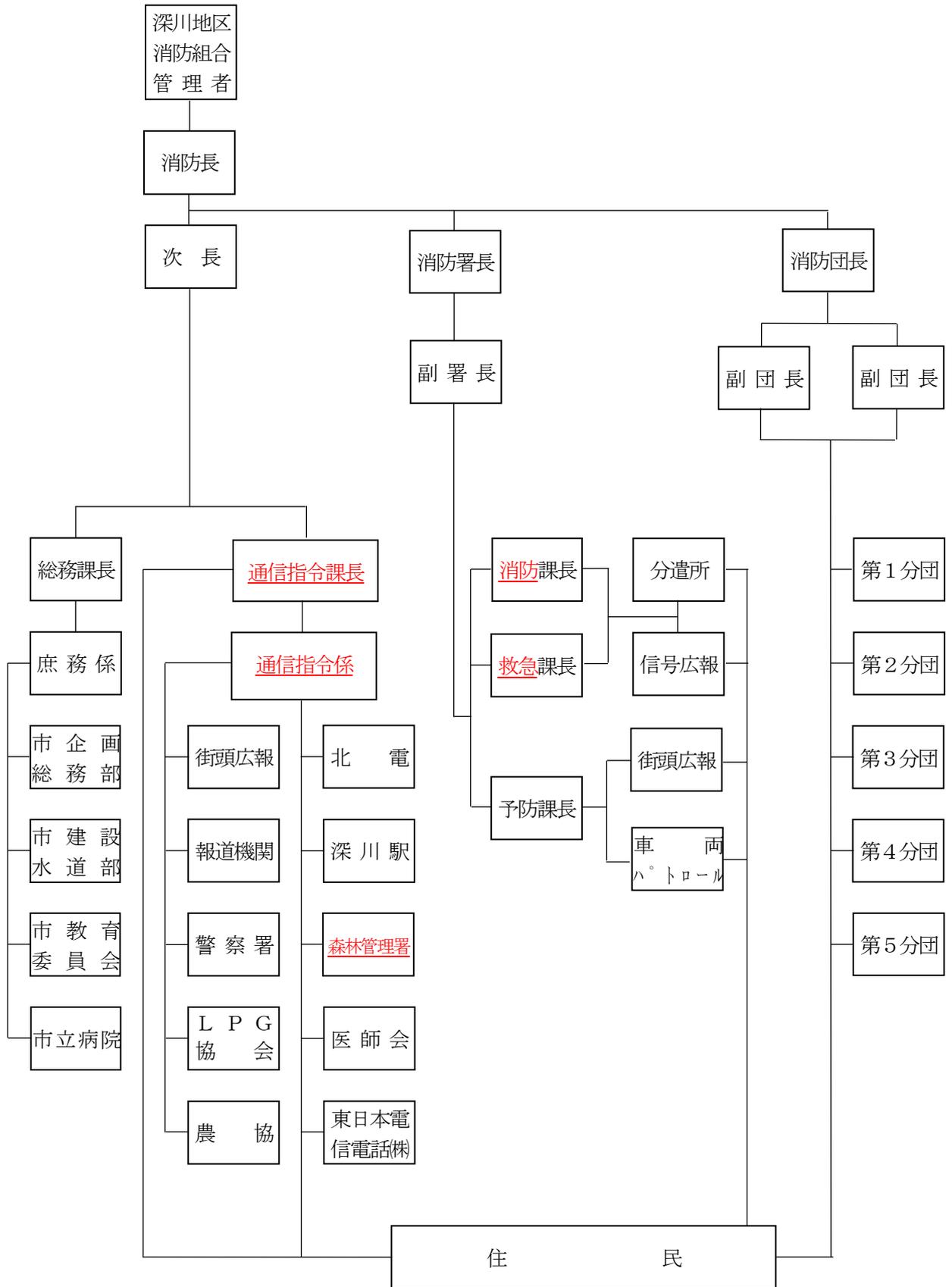
4 医療施設（医療法による分類）

番号	分類名	名 称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
1	病院 (入院患者 20名以上可能な 施設)	深川市立病院	深川市6条6番1号	22-1101	203	○	-
2		北海道中央病院	深川市西町1番7号	22-2135		-	-
3		東ヶ丘病院	深川市音江町字音江257番地2	25-2755		-	-
4		深川第一病院	深川市あけぼの町1番1号	23-3511		-	-
5		吉本病院	深川市3条25番19号	22-7130		-	-
6	診療所等 (入院患者 19名以下の施設 又は入院させる ための施設を有 しないもの)	成田医院	深川市3条6番16号	23-5566		○	-
7		本間クリニック	深川市4条7番11号	23-3387		○	-
8		たかはし内科消化器内科	深川市4条9番18号	22-2022		○	-
9		深川内科クリニック	深川市5条2番14号	23-5511		○	-
10		吉田医院	深川市2条8番23号	23-2521		○	-
11		みきた整形外科クリニック	深川市5条9番5号	26-2626		○	-
12		斎藤整形外科医院	深川市7条9番38号	23-3737		○	-
13		多度志診療所	深川市多度志町1188番地	27-2001		○	-
14		納内診療所	深川市納内町3丁目8番88号	34-6801		○	-
15		津田子どもクリニック	深川市5条9番6号	34-5311		○	-
16	歯科診療所	伊東歯科医院	深川市2条7番29号	23-5501		○	-
17		きたじま歯科クリニック	深川市2条8番15号	26-8881		○	-
18		杉澤歯科医院	深川市3条9番28号	23-2003		○	-
19		深川グリーン歯科医院	深川市4条11番15号	23-4318		○	-
20		杉村歯科医院	深川市4条9番28号	22-2323		○	-
21		小野歯科医院	深川市納内町3丁目8番91号	24-3388		-	-
22		たなか歯科医院	深川市開西町2丁目1番25号	23-5545		○	-
23		舟山歯科医院	深川市文光町12番25号	23-2255		-	-
24		西田歯科医院	深川市北光町2丁目3番8号	22-2757		○	-
25		ぬまくら歯科	深川市1条12番16号	22-5615		○	-
26		木村きよし歯科	深川市4条14番6号	23-3886		○	-
27		定岡歯科医院深川院	深川市4条8番28号	34-5118		○	-

5 学校等施設（学校教育法による分類）

番号	分類名	名 称	所 在 地	電話番号	定数	洪水	土砂
1	幼稚園	深川めぐみ幼稚園	深川市8条15番8号	22-6883	105	○	-
2		深川幼稚園	深川市文光町17番6号	22-3027	80	○	-
3	小学校	深川小学校	深川市西町23番18号	23-4195		○	-
4		一巳小学校	深川市稲穂町2丁目1番9号	23-4294		○	-
5		北新小学校	深川市一巳町字一巳 2046番地	23-3480		-	-
6		納内小学校	深川市納内町2丁目13番11号	24-2602		○	-
7		音江小学校	深川市音江町2丁目4番1号	25-1421		-	-
8		多度志小学校	深川市多度志 1160番地	27-2005		○	-
9	中学校	深川中学校	深川市文光町13番3号	23-3574		○	-
10		一巳中学校	深川市稲穂町1丁目8番3号	22-3341		○	-
11	高等学校	深川西高等学校	深川市西町7番31号	23-2263		○	-
12		深川東高等学校	深川市8条5番10号	23-3561		○	-

火災警報連絡系統図



消防力等の現況

1 消防車両等の現有

所属	車両別	タンク車	ポンプ車	化学車	はしご車	小型ポンプ付水櫃	小型ポンプ	積載車	救急車	連絡者	防災広報車	人員輸送車	人員搬送車	指揮車	火災調査車	防災用機械	備考
消防本部										1					1		
消防署	1		1	1	1				2		1	1		1		1	
消防団	2	6					8	1					1				
合計	3	6	1	1	1	1	8	1	2	1	1	1	1	1	1	1	

2 消防水利の現有

区分	地区別		市街地			準市街地	準ずる地域					合計
	深川	一巳	広里	納内	あけぼの	音江	メム農村	一巳農村	納内農村	音江農村	多度志	
消火栓	100	80	12	18	10		19	20	24	32	13	328
防火水槽	9(1)	8	4	7	1	2		2		6	3	42(1)
その他	1(1)											1(1)
合計	110(2)	88	16	25	11	2	19	22	24	38	16	371(2)

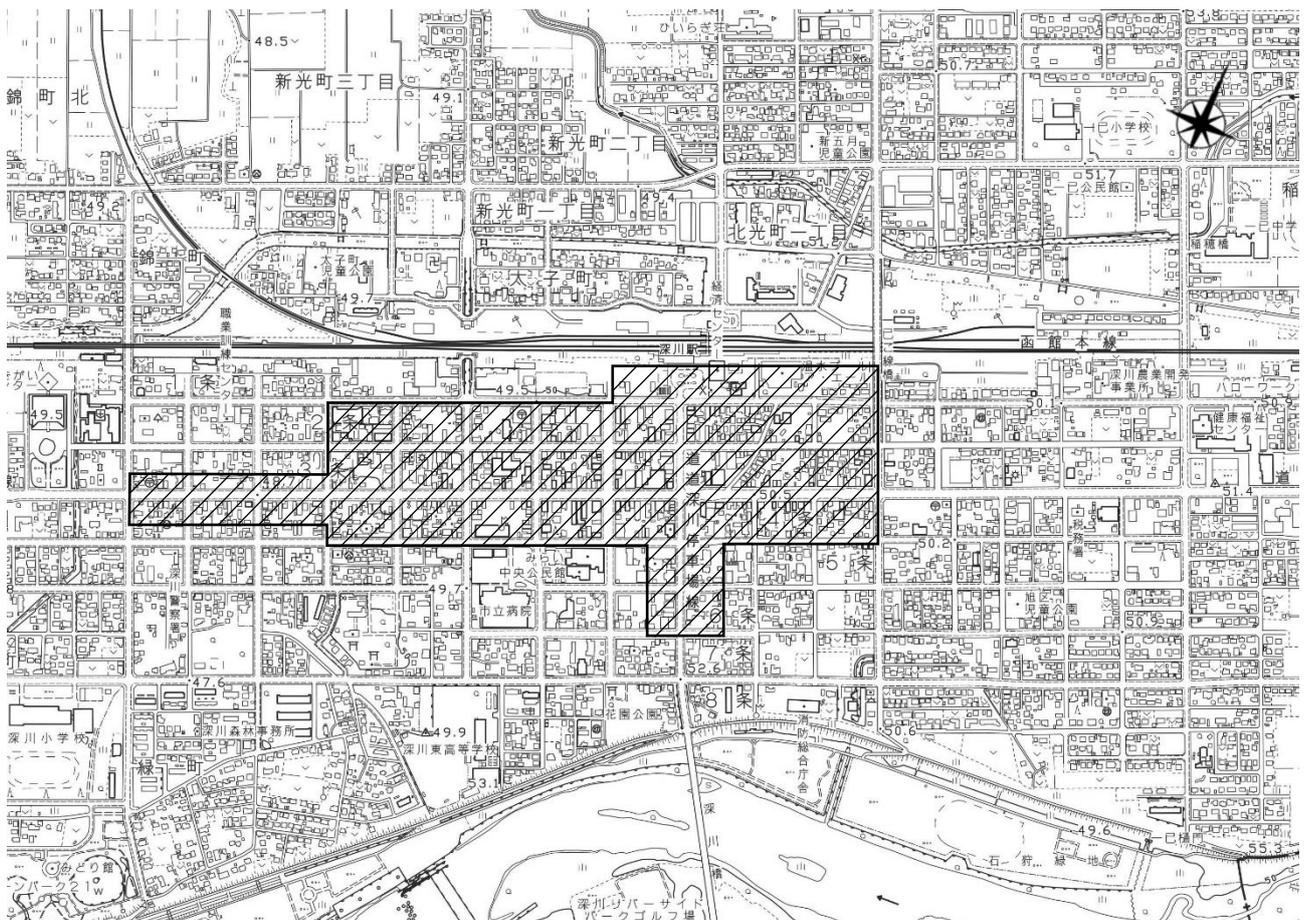
※（ ）内は私設

3 消防資器材等の現有

資器材名	署所別	消防本部	消防署	団本部	1分団	2分団	3分団	4分団	5分団	計
	固定局		12(11)							12(11)
消防救急	基地局		1							1
デジタル無線	移動局	1	12		2		1	3	4	23
	携帯局	2	11		1		1	2	3	20
空気呼吸器	ライフゼム型		25		2		4	1		32
軽量空気ボンベ			96							96
消火薬剤	スーパーホーム (0)		410							410
	スノーラップL (0)		20							20
流出油処理剤	スノーラップE (0)		160							160
	吸着マット (枚)		301							301
流水救助器具 (ドライスーツ一式)			4							4
墜落防止器具			4							4
耐熱防護服			2							2
化学防護服 (レベルB)			5							5
送排風機			2							2
マット式空気ジャッキ			1							1
エンジンカッター			2		1		1		1	5
チェーンソー			1						1	2
ガス溶断器	KSパンダ		1							1
無人航空機 (ドローン)			1							1
発電機	550W									
	750W								1	1
	900W		3				1	1	1	6
	4500W				1					1
油圧式救助器具	大型油圧式救助器具スプレッダー		2							2
	大型油圧式救助器具切断機		2							2
	大型油圧式救助器具ジャッキ		2							2
	大型油圧式救助器具マルチツール		2							2
	充電式油圧救助器具一式		1							1
可搬式ウインチ (チルホール)			2							2
熱画像直視装置			3							3
可燃性ガス測定器			2							2
有毒ガス測定器			2							2
備考										

※固定局 () 内はサイレン用

準防火地域図



災害救助法の適用と実施

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 市の人口	被害が市単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
深川市 (15,000人以上 30,000人未満)	50	25	市の被害状況が特に救助を必要とする状態であると認められたとき

適用

① 住家被害の判定基準

- 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修によることが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。

- 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上50%未満のものである。

- 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

② 世帯の判定

- 生計を一にしている実態の生活単位をいう。
- 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

3 救助法の適用手続

(1) 市

ア 市長は、当該市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を当該市の区域を所管する空知支庁長に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知支庁長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 北海道

空知支庁長は、市長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨当該市に通知するとともに、北海道知事に報告する。北海道知事は、空知支庁長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法適用した場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、北海道知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	救助・着工期間	実施者区分
避難所、 <u>福祉避難所</u> の設置	7日以内	市
<u>災害が発生するおそれのある段階の避難所の供与</u>	<u>法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間</u>	市
応急仮設住宅の供与 <u>(建設型応急住宅)</u>	20日以内	対象者、対象箇所の選定～市設置～北海道（委任したときは市）
<u>応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）</u>	<u>速やかに提供</u>	<u>市（あらかじめ関係団体と協定締結）</u>
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班～北海道・日本赤十字社北海道支部（委任したときは市）
助産	7日以内	医療班～北海道・日本赤十字社北海道支部（委任したときは市）
<u>被災者の救出</u>	3日 <u>(72時間)</u> 以内	市
<u>住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）</u>	<u>10日以内</u>	市
<u>住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）</u> <u>【大規模半壊・中規模半壊・半壊】</u>	<u>3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）</u>	市
学用品の給与	教科書等 1月以内 文房具等 15日以内	市 市
埋葬	10日以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市・日本赤十字社北海道支部
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

北海道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立ち入り検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法で定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱については、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

避難場所一覧表

資料4-2

1 指定緊急避難場所一覧表 (※位置図一別紙のとおり)

図番	施設名	所在地	備考
1	菊水コミュニティセンター駐車場他	深川市メム6号線本通り	
2	拓殖大学北海道短期大学グラウンド他	深川市メム4558-1	
3	深川中学校グラウンド	深川市文光町13番3号	
5	深川西高等学校グラウンド	深川市西町7番31号	
6	生きがい文化センター駐車場他	深川市西町3番15号	
7	深川小学校グラウンド	深川市西町23番18号	
8	文化交流ホール み・らい駐車場	深川市5条7番20号	
9	経済センター駐車場	深川市1条9番19号	
10	深川東高等学校グラウンド	深川市8条5番10号	
11	三和コミュニティセンター駐車場	深川市新光町3丁目4番1号	
12	一巳小学校グラウンド	深川市稲穂町2丁目1番9号	
14	一巳中学校グラウンド	深川市稲穂町1丁目8番3号	
15	総合福祉センター駐車場	深川市3条18番36号	
16	総合体育館駐車場他	深川市6条21番1号	
17	北新小学校グラウンド	深川市一巳町西日向	
18	あけぼのコミュニティセンター駐車場	深川市あけぼの町9番22号	
19	拓殖大学北海道研修所グラウンド他	深川市一巳町桜町	
20	新岩山会館駐車場	深川市一巳町新岩山	
21	入志別コミュニティセンター駐車場	深川市一巳町東一区	
23	納内小学校グラウンド	深川市納内町2丁目13番11号	
24	内園コミュニティセンター駐車場他	深川市音江町字内園641番地	
25	吉住・更進コミュニティセンター駐車場他	深川市音江町字吉住15番地2	
26	菊丘コミュニティセンター駐車場他	深川市音江町字菊丘344番地	
27	音江広里交流館 エフパシオ駐車場他	深川市音江町字広里246番地1	
28	音江小学校グラウンド他	深川市音江町2丁目4番1号	
29	音江公民館駐車場	深川市音江町2丁目6番50号	
30	豊泉コミュニティセンター駐車場	深川市音江町広里1079番地	
31	ほっと館ふぁーむ駐車場	深川市音江町向陽100番地1	
32	稲田コミュニティセンター駐車場	深川市音江町稲田1764番地2	
33	多度志小学校グラウンド他	深川市多度志1160番地	
34	幌成コミュニティセンター駐車場他	深川市幌内160番地	
35	リフレッシュプラザ鷹泊駐車場他	深川市鷹泊530番地	

2 一時避難場所一覧表 (※位置図一別紙のとおり)

図面 番号	施設名	所在地	備考
ア	温水プール ア・エール駐車場	深川市1条9番25号	
イ	西町児童公園	深川市西町14番	
ウ	緑町公園	深川市緑町2番	
エ	文光町北公園	深川市文光町4番	
オ	文光町南公園	深川市文光町21番	
カ	開西町西公園	深川市開西町2丁目5番	
キ	開西町東公園	深川市開西町2丁目7番	
ク	大正緑道	(市街地内の各公園施設を連絡循環する緑道 全長約6.5キロメートル)	
ケ	子育て支援センター(新中央保育園2階)	深川市6条11番1号	
コ	稲穂エステートタウン内公園	深川市稲穂町2丁目4番	
サ	新五月児童公園	深川市北光町2丁目2番	
シ	あけぼの児童公園	深川市あけぼの町3番	
ス	深川農村公園	深川市一已町字一已2400番地1	
セ	北新公民館駐車場他	深川市一已町字一已1935番地1	
ソ	緑が丘団地内公園	深川市音江町1丁目5番	

避難所一覧表・位置図

1 指定避難所施設一覧表 (※位置図一別紙のとおり)

No.1

図面 番号	施設名	所在地	電話番号	想定避難地区	管理者	繰 勘
1	菊水 コミュニティセンター	深川市 メム6号線本通り	22-3056	南区、南菊水	深川市	有
2	拓殖大学 北海道短期大学	深川市 メム10号線山1線	23-4111	北菊水、巴、北区 錦町、東町、新光町	学 長	有
3	深川中学校	深川市 文光町13番3号	23-3574	文光町、開西町、共栄 芽生	学校長	有
4	文西 コミュニティセンター	深川市 文光町16番37号	22-5090	(予備)	深川市	有
5	深川西高等学校	深川市 西町7番31号	23-2263	西町第一、西町第三	学校長	有
6	生きがい文化センター	深川市 西町3番15号	22-3555	北仲1・2丁目 3丁目、4丁目	深川市	無
7	深川小学校	深川市 西町23番18号	23-4195	西町第二、緑町東 緑町西、南1・2丁目	学校長	有
8	文化交流ホール み・ら い	深川市 5条7番20号	23-0320	南5丁目、北5丁目 6・7丁目 北6・7丁目 本8・9丁目 花園、丸の内、旭町	深川市	無
9	経済センター	深川市 1条9番19号	22-3146	駅前、仲の町 北日の出、南日の出 大町、東大町	深川市	無
10	深川東高等学校	深川市 8条5番10号	23-3561	(予備)	学校長	有
11	三和 コミュニティセンター	深川市新光町 3丁目4番1号	23-4611	(予備)	深川市	有
12	一巳小学校	深川市稲穂町 2丁目1番9号	23-4294	新五月、第2堺町 第3堺町、共進	学校長	有
13	一巳公民館	深川市稲穂町 1丁目5番6号	22-2021	太子町、新町	深川市	有
14	一巳中学校	深川市稲穂町 1丁目8番3号	22-3341	第1堺町、第1稲穂 稲穂、昇保、大師、鉄道	学校長	有
15	総合福祉センター	深川市 3条18番36号	26-2411	幸町	深川市	有
16	総合体育館	深川市 6条21番1号	22-1144	二十四孝、旭区 未広町	深川市	無
17	北新小学校	深川市 一巳町西日向	23-3480	常盤、西日向、一北星 二北星、三北星 西北星、新星、中の沢 西共成	学校長	有
18	あけぼの コミュニティセンター	深川市あけぼの町 9番22号	22-3059	あけぼの町	深川市	有
19	拓殖大学北海道研修所 (旧深川農業高等学校)	深川市 一巳町桜町	22-7330	東日向、桜町、桜坂 豊泉	学 長	有
20	新岩山会館	深川市 一巳町新岩山	—	新岩山、東岩山、出雲	町 内 会 長	有
21	入志別 コミュニティセンター	深川市 一巳町東一区	22-3048	東入志別、西入志別 東水源、南水源、北水源 石狩	深川市	有

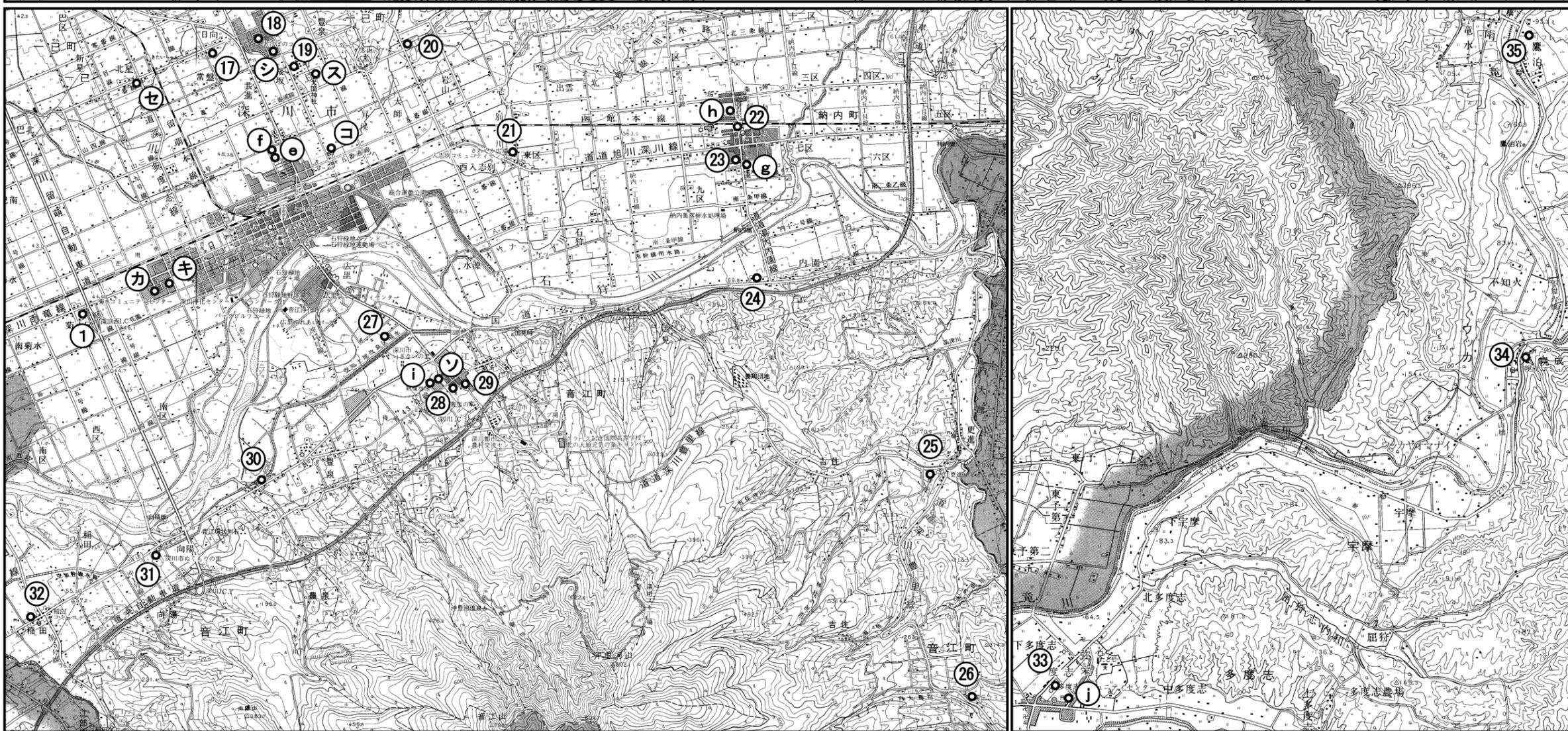
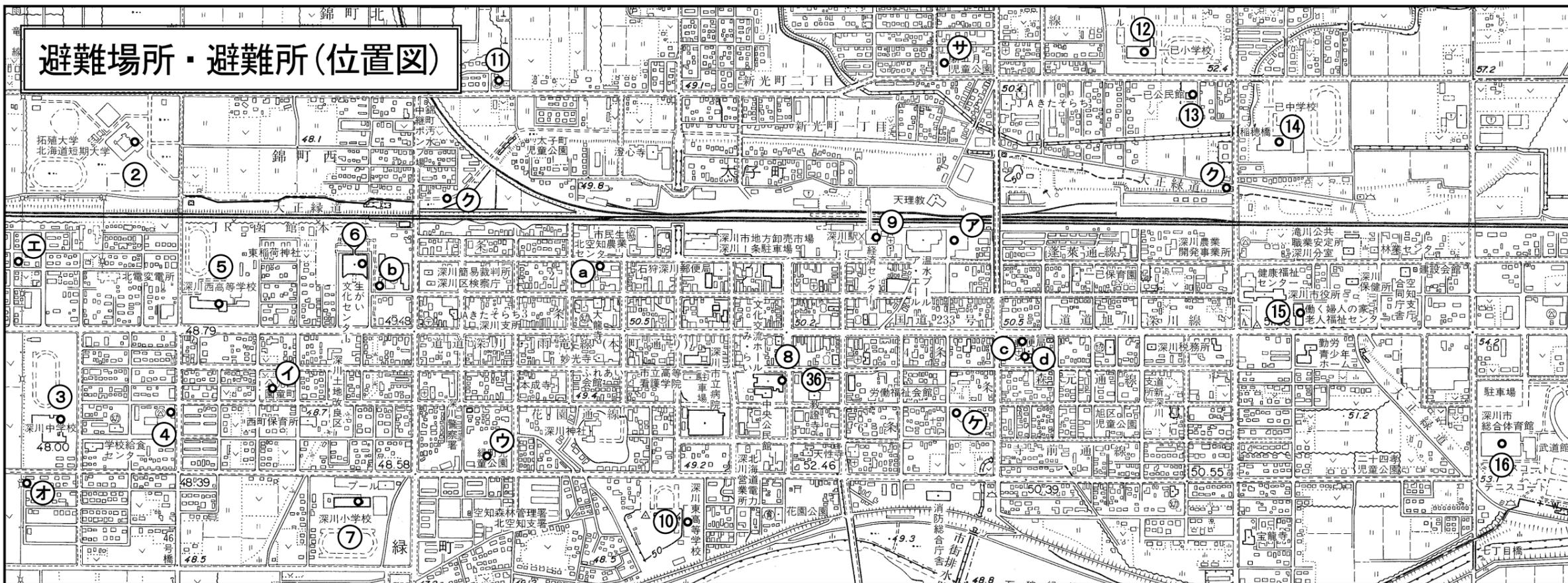
図面 番号	施設名	所在地	電話番号	想定避難地区	管理者	絵 勸
22	納内時計台プラザ	深川市納内町 3丁目1番1号	24-2111	1区、2区、3区 10区の4、時計台、12区	深川市	無
23	納内小学校	深川市納内町 2丁目13番11号	24-2602	4区、5区、6区の1 6区の2、7区 グリーンタウン 8区の1、8区の2 8区の3、9区 10区の1、10区の3	学校長	有
24	内園 コミュニティセンター	深川市音江町字 内園641番地	24-2740	内園第1、内園第2	深川市	有
25	吉住・更進 コミュニティセンター	深川市音江町字 吉住15番地2	29-2303	吉住、更進第1 更進第2	深川市	有
26	菊丘 コミュニティセンター	深川市音江町字 菊丘344番地	29-2353	菊丘	深川市	有
27	音江広里交流館 エフ パシオ (旧音江中学校)	深川市音江町字 広里246番地1	34-6150	広里第2、広里第3A 広里第3B、広里第4A 広里第4B、広里第4C 広里第5A	深川市	有
28	音江小学校	深川市音江町 2丁目4番1号	25-1421	広里第1、広里第5B 音江第4	学校長	有
29	音江公民館	深川市音江町 2丁目6番50号	25-2003	音江第1、音江第3A 音江第3B	深川市	有
30	豊泉 コミュニティセンター	深川市音江町字 広里1079番地	25-1440	豊泉第1、豊泉第2 豊泉第3A、豊泉第3B	深川市	無
31	ほっと館ふぁーむ	深川市音江町字 向陽100番地1	25-2734	向陽第1、向陽第3 向陽第4	深川市	無
32	稲田 コミュニティセンター	深川市音江町字 稲田1764番地2	25-1743	稲田	深川市	有
33	多度志小学校	深川市 多度志1160番地	27-2005	多度志、中央、弥栄 川向、上多度志、湯内 北多度志、中多度志	学校長	有
34	幌成 コミュニティセンター	深川市 幌内160番地	28-2251	宇摩、ウッカ、幌成 幌内	深川市	有
35	リフレッシュプラザ 鷹泊	深川市 鷹泊530番地	28-2008	鷹泊	深川市	有
36	深川市立高等看護学校	深川市6条8番6号	22-8858	南5丁目、北5丁目 6・7丁目 北6・7丁目 本8・9丁目 花園、丸の内、旭町	深川市	無

2 福祉避難所施設一覧表 (※位置図一別紙のとおり)

図面 番号	施設名	所在地	電話番号	地区
a	ケアハウス アニスティ深川	深川市2条4番3号	26-0051	深川
b	特別養護老人ホーム 永福園	深川市西町1番13号	22-4483	深川
c	ケアハウス えんれい草	深川市4条12番6号	26-1165	一已
d	グループホーム 忘れな草	深川市4条12番7号	26-2611	一已
e	軽費老人ホーム ひいらぎ荘	深川市北光町2丁目10番18号	22-5680	一已
f	介護老人保健施設 エーデルワイス	深川市北光町2丁目10番22号	23-5110	一已
g	障がい者支援施設 あかとき学園	深川市納内町3丁目9番10号	24-3666	納内
h	特別養護老人ホーム 清祥園	深川市納内町北3番97号	24-3911	納内
i	介護付有料老人ホーム こんにちわ金さん銀さん	深川市音江町1丁目3番13号	25-1234	音江
j	生活支援ハウス しらゆりの里	深川市多度志1188番地	27-2222	多度志

(別紙)

避難場所・避難所(位置図)



【指定避難所・指定緊急避難場所】

- 1 菊水コミュニティセンター
 - 2 拓殖大学北海道短期大学
 - 3 深川中学校
 - 4 文西コミュニティセンター ※
 - 5 深川西高等学校
 - 6 生きがい文化センター
 - 7 深川小学校
 - 8 文化交流ホール みらい
 - 9 経済センター
 - 10 深川東高等学校
 - 11 三和コミュニティセンター
 - 12 一巳小学校
 - 13 一巳公民館 ※
 - 14 一巳中学校
 - 15 総合福祉センター
 - 16 総合体育館
 - 17 北新小学校
 - 18 あけほのコミュニティセンター
 - 19 拓殖大学北海道研修所 (旧深川農業高等学校)
 - 20 新岩山会館
 - 21 入志別コミュニティセンター
 - 22 納内時計台アザ ※
 - 23 納内小学校
 - 24 内園コミュニティセンター
 - 25 吉住・更進コミュニティセンター
 - 26 菊丘コミュニティセンター
 - 27 音江広里交流館 エパオ (旧音江中学校)
 - 28 音江小学校
 - 29 音江公民館
 - 30 豊泉コミュニティセンター
 - 31 ほっと館ふあーむ
 - 32 稲田コミュニティセンター
 - 33 多度志小学校
 - 34 幌成コミュニティセンター
 - 35 リフレッシュアザ 鷹泊
 - 36 深川市高等看護学院
- ※印指定緊急避難場所から除く

【一時避難場所】

- ア 温水プール ア・エール駐車場
- イ 西町児童公園
- ウ 緑町公園
- エ 文光町北公園
- オ 文光町南公園
- カ 開西町西公園
- キ 開西町東公園
- ク 大正緑道
- ケ 子育て支援センター (新中央保育園2階)
- コ 稲穂エステータウン内公園
- サ 新五月児童公園
- シ あけほの児童公園
- ス 深川農村公園
- セ 北新公民館駐車場他
- ソ 緑が丘団地内公園

【福祉避難所】

- a アニスティ深川
- b 永福園
- c えんれい草
- d 忘れな草
- e ひいらぎ荘
- f エーデルワイス
- g あかとき学園
- h 清祥園
- i こんにちわさん銀さん
- j しらゆりの里

給水資器材保有状況

資 器 材 名	数 量	保 有 先	タンク能力	備 考
給水タンク積載用小型トラック	1台	上下水道課	2 t	
給水タンク	1器	〃	2 t	
ポリタンク	35個	〃	200	
緊急用ポリ製水袋	350枚	〃	100	
<u>給水コンテナ</u>	<u>2台</u>	<u>総務課</u>	<u>1 t</u>	
消防タンク車	1台	<u>深川消防署</u>	2 t	生活用水用
〃	1台	<u>深川消防団第1・2分団</u>	3 t	〃
〃	1台	<u>〃 第5分団</u>	2 t	〃
水 槽 車	1台	深川消防署	10 t	

医薬品等調達先一覧表

調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
(株)メディセオ 旭川支店	旭川市5条通20丁目右7号	0166-31-6121	
(株)スズケン 滝川支店	滝川市空知町2丁目4番32号	0125-23-1191	
(株)ニチャク	小樽市入船1丁目3番10号	0134-32-0509	
(株)ほくやく 空知支店	砂川市西3条北22丁目1番1号	0125-53-3121	
(株)モロオ 滝川営業所	滝川市流通団地2丁目3番1号	0125-24-6151	

火葬場及び埋葬場所の状況

1. 火葬場の状況

火葬場所	所在地	処理能力(1日)	電話番号
北空知葬斎場	深川市一已町字一已2502番地の15	12	22-3814

2. 埋葬場所の状況

名称	所在地	備考
東墓地	深川市深川町字メム18番地	
西墓地	雨竜郡妹背牛町字メム523番地	
一已墓地	深川市一已町字一已2502番地の1	
中の沢墓地	深川市一已町字一已1281番地の8	
納内墓地	深川市納内町字納内570番地	
稲田墓地	深川市音江町字稲田640番地	
音江墓地	深川市音江町字音江707番地	
内園墓地	深川市音江町字内園423番地	
更進墓地	深川市音江町字更進642の2番地	
吉住墓地	深川市音江町字吉住679番地	
菊丘墓地	深川市音江町字菊丘212番地	
屯田墓地	深川市一已町字一已569番地の1及び同番地の3	
多度志墓地	深川市多度志2690番地、2691番地	
湯内墓地	深川市湯内240番地	
屈狩墓地	深川市宇摩180番地	
宇摩墓地	深川市宇摩770番地	
幌内墓地	深川市幌内1470番地	
ウッカ墓地	深川市ウッカ110番地	
鷹泊墓地	深川市鷹泊790番地	
ヌップ墓地	深川市鷹泊1500番地、1501番地	

ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート認定基準

1. ヘリポート一覧

地区	場所	所在地	大きさ(長さ・幅)
深川	拓殖大学北海道短期大学 サッカーラグビー場	深川市深川町字メム10号線山1線	<u>164m×117m</u>
	石狩緑地公園(一部)	〃 一已5丁目線地先	<u>100m×40m</u>
	<u>深川消防署 西側駐車場</u>	<u>〃 8条10番20号</u>	<u>32m×36m</u>
	<u>深川西管理ステーション</u>	<u>〃 深川町字メム5136番地1</u>	<u>24m×35m</u>
一已	一已中学校グラウンド	〃 稲穂町1丁目8番3号	<u>110m×74m</u>
納内	納内小学校グラウンド	〃 納内町3丁目11番5号	<u>60m×140m</u>
音江	吉住・更進コミュニティセンター 運動広場	〃 音江町吉住	<u>100m×57m</u>
	音江小学校グラウンド	〃 音江町広里246番地の1	<u>75m×100m</u>
多度志	多度志小学校グラウンド	〃 多度志2440番地	<u>70m×115m</u>

2. ヘリポート認定基準

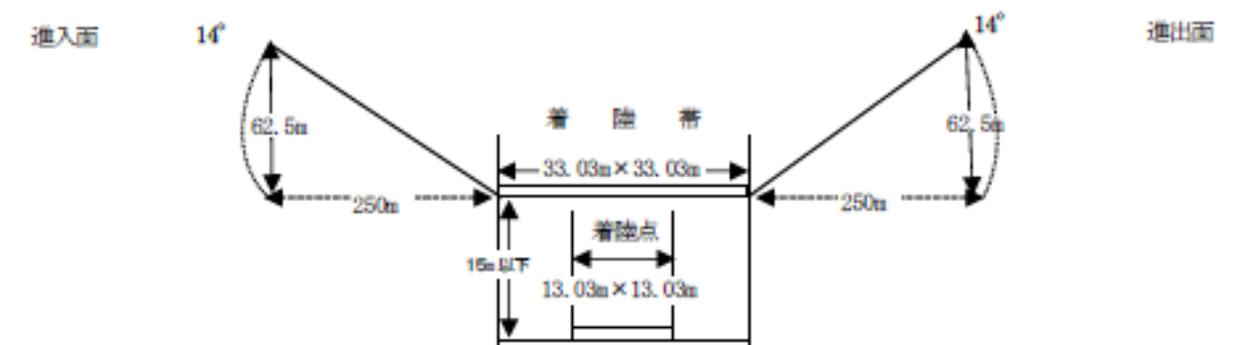
航空法に規定されるヘリポートの設定には、防災対応基準・一般基準の2つの基準があり、ドクターヘリのランデブーポイントには防災対応基準以上の条件が必要。

(1) 防災対応基準

- ・33.03m×33.03m以上の面積が必要。そのうち中心部の13.03m×13.03m四方にはドクターヘリが接地するため、堅くて平坦な場所が必要。
- ・周囲には15m以上の高さの障害物(電柱、電線及び建物)がない必要がある。
- ・進入・進出する方向を二つ確保し、14度の勾配で250m先まで必要。

【参考】距離と障害物の高さは図1のとおり。

(図1)

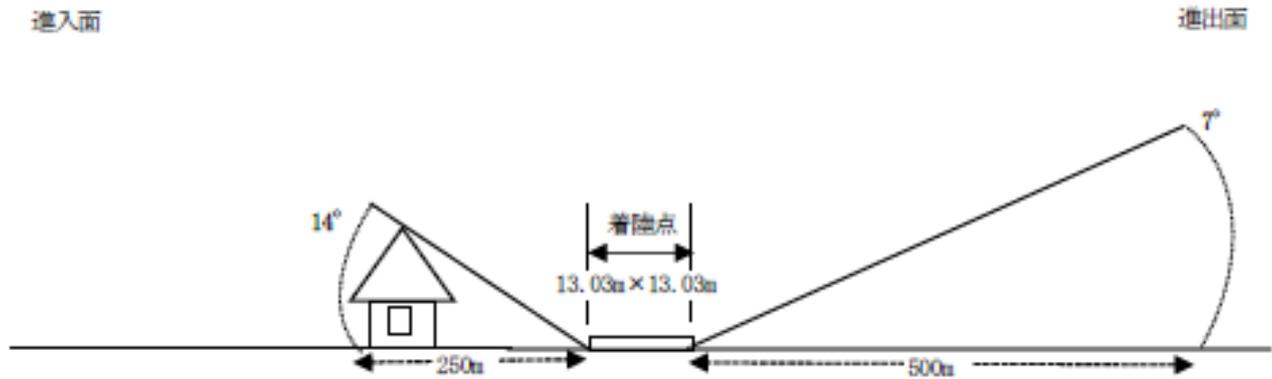


(2) 一般基準

- ・ 堅く平坦な場所で13.03m×13.03m以上の面積が必要。また着陸する場所の両側10m以内の勾配は平らで45度の勾配で障害物がないこと。
- ・ 進入面は勾配14度、進出面は勾配7度で500m先まで必要。

【参考】 距離と障害物の高さは図2のとおり。

(図2)



(3) 共通事項

- ・ 出来るだけ土埃が無い場所を設定し、可能であれば散水をする。

深川市防災協定一覧表

(令和6年 月 日現在)

No.1

番号	分野別	名 称	内 容	協定締結	協 定 先
1	相互 応援	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	災害、武力攻撃事態、緊急対処事態における食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、避難、救援、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣等、北海道及び市町村相互の応援に関する事項	平成20年 6月10日	北海道
2	相互 応援	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	災害時における食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の受け入れ等、応急救援活動に関する事項	平成25年 4月8日	道北市長会構成市 (旭川市、稚内市、留萌市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、富良野市)
3	相互 応援	北空知1市4町災害時相互応援協定	災害時における食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の受け入れ、各市町友好都市の応援等、応急救援活動に関する事項	平成25年 12月20日	北空知各市町 (妹背牛町、雨竜町、秩父別町、北竜町、沼田町)
4	物資 ・ 食料	災害時における機器の調達に関する協定	災害応急対策及び復旧業務等に使用する、仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等の調達に関する事項	平成20年 5月16日	(株)カナモト深川営業所
5	物資 ・ 食料	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	緊急時における自動販売機内在庫飲料の無償提供及び地域情報・行政情報・災害情報・気象情報等の提供に関する事項	平成23年 9月14日	北海道コカ・コーラボトリング(株)
6	物資 ・ 食料	防災備蓄品の保管及び災害時における米穀の供給等に関する協定	防災備蓄品の保管・管理、災害時の被災者等の対する米穀の供給等に関する事項	平成25年 4月8日	きたそらち農業協同組合
7	応急 復旧	深川市所管施設等の災害時における応急対策等に関する協定	深川市が所管する施設等の被害調査及び災害応急対策、災害の早期復旧等の協力に関する事項	平成19年 12月4日	深川建設業協会
8	応急 復旧	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	土木施設被害等の拡大及び二次災害防止に関する緊急対応等の協力に関する事項	平成22年 5月27日	北海道開発局
9	生活 関連 施設	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定	地震、異常湧水等による水道災害における被災都市の速やかな給水能力の回復のための応援活動に関する事項 応急給水及び復旧作業、応急普及資材の提供、工事業者の斡旋等	平成10年 12月1日	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会会員相互
10	生活 関連 施設	災害時における応急対策業務に関する協定書	災害時における深川市所有公共建築物の電気設備等の機能確保と回復、災害応急対策活動等に関する事項	平成20年 1月21日	道北電気工事業協同組合深川支部
11	生活 関連 施設	深川市所管施設等の災害時における応急対策等に関する協定	深川市所管施設等の水道設備に関する被害調査及び応急対策、災害復旧等に関する事項	平成20年 4月17日	深川水道設備業協会
12	生活 関連 施設	災害等の発生時にける深川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書	災害等による被災場所へのLPガスの供給及び施設の応急・復旧活動支援等に関する事項	平成22年 8月3日	北海道エルピーガス災害対策協議会

番号	分野別	名 称	内 容	協定締結	協 定 先
13	生活 関連 施設	災害時協力協定	災害時における避難所等の電力復旧及び応急対策に関する事項	平成26年 5月28日	一般財団法人北海道 電気保安協会
14	医療	北空知地区災害時の医療救 護活動に関する協定書	災害時の傷病者に対する応急措置等の 医療救護活動に関する事項	平成5年 9月1日	北空知各市町（妹背 牛町、雨竜町、秩父 別町、北竜町、沼田 町、幌加内町）と （社）深川医師会
15	その他	災害発生時における深川市 内郵便局と深川市の協力に 関する協定	郵便局所有車両の提供、災害時における 広報活動、避難者リスト等の相互提供、 北空知 I 市町 4 町への物資輸送等の郵 便局ネットワークを活用した協力応援 に関する事項等	平成27年 3月24日 令和4年 3月25日 (再協定)	深川市内郵便局
16	その他	防災情報の共有に係る協定	北海道開発局が所有する河川、道路等の 防災情報の共有に関する事項	平成20年 12月25日	北海道開発局
17	避難所	災害発生時における福祉避 難所設置運営に関する協定	福祉避難所を設置する際の開設及び運 営に関する事項	平成27年 3月2日	市内11福祉施設
18	総合	災害時における物資の提供 等に関する協定	食料、日用品、医薬品、災害時の資機材、 石油燃料の優先提供の他、物資の輸送や 給油所における外国人や観光客を含む 帰宅困難者に対する災害対応などに関 する事項	平成27年 3月25日	北空知広域圏（妹背 牛町、秩父別町、北竜 町、沼田町）と 北空知管内15事業所
19	応急 復旧	災害時応急危険度判定活動 連携協定	地震災害時における建築物の応急危険 度判定活動の協力や応急危険度判定コ ーディネーターの派遣等	平成29年 8月31日	（一社）北海道建築 士会北空知支部
20	物資 ・ 食料	災害時の物資供給及び店舗 営業の継続又は早期再開に 関する協定書	被災住民等を救助するための物資の調 達及び供給、並びにセブン-イレブン店 舗の営業継続又は早期営業再開に係る 協力	平成29年 10月3日	㈱セブン-イレブン・ ジャパン
21	その他	災害時における地図製品等 の供給等に関する協定書	災害時の地図製品等の供給及び利用等	平成31年 4月17日	㈱ゼンリン
22	その他	災害に係る情報発信等に関 する協定	災害時に市のホームページへのアクセ ス負荷の軽減を目的として、ホームペー ジのキャッシュサイトをヤフーのサー ビス上に掲載し、一般の閲覧に供する	令和元年 10月1日	ヤフー㈱
23	物資 ・ 食料	健康増進に関する包括連携 協定書	緊急時における自動販売機内在庫飲料 の提供及び災害時に必要な物資の提供	令和2年 1月24日	大塚製薬㈱
24	物資 ・ 食料等	災害時における支援協力に 関する協定	災害時に必要な物資の提供、駐車場を一 時避難場所として提供	令和3年 8月13日	イオン北海道㈱
25	応急 復旧	大規模災害時における相互 協力に関する基本協定	大規模災害等が発生又は発生の恐れが ある場合、相互に協力し迅速かつ、的確 に対応することにより、住民生活の早期 安定を図る協力	令和4年 2月15日	北海道電力(株)／北 海道電力ネットワー ク(株)

番号	分野別	名 称	内 容	協定締結	協 定 先
26	物資 ・ 食料等	災害時における物資供給に関する協定書	災害が発生又は発生するおそれがある場合、相互に協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給することに関する事項	令和4年 11月30日	NPO法人コメリ災害 対策センター
27	避難所	災害時での施設利用の協力に関する協定書	災害時等に施設駐車場の一部を避難場所として提供及びトイレ等可能な範囲で提供、また食料、飲料等を提供	令和5年 2月15日	株式会社ダイナム
28	応急 復旧	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	災害時における応急仮設住宅の建設に関する事項	令和5年 5月22日	一般社団法人 日本ムービングハウ ス協会
29	その他	災害時における「道の駅 ライスランドふかがわ」の防災拠点化に関する協定書	災害時における「道の駅 ライスランドふかがわ」の防災拠点としての利用	令和5年 12月22日	国土交通省北海道 開発局

北海道防災協定一覧表 (令和6年 月 日現在)

No.1

番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道担当部	備考
1	新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社 (22社)	昭和36年～		
2-1	放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社 (9社)	昭和40年5月20日	総務部	
2-2		災害時における放送要請に関する協定	(一社) 日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	平成28年12月8日	〃	
3-1	医療・福祉・医薬	災害救助法に基づく救助又はその応援に関する委託協定	日本赤十字社北海道支部	昭和34年9月1日	保健福祉部	
3-2		災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 北海道医師会	昭和62年12月22日	〃	
3-3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社) 北海道歯科医師会	平成9年4月14日	〃	
3-4		災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株)スズケン愛生館営業部	平成13年4月～	〃	
3-5		災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株)ほくやく	平成13年4月～	〃	
3-6		災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株)モロオ	平成13年4月～	〃	
3-7		災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株)竹山	平成13年4月～	〃	
3-8		災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株)ムトウ	平成13年4月～	〃	
3-9		災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 北海道薬剤師会	平成14年2月28日	〃	
3-10		北海道DMA Tの派遣に関する協定書	北海道DMA T指定医療機関 (34機関)	平成19年9月12日	〃	
3-11		北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定書	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	平成23年9月5日	〃	
3-12		災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書	(一社) 日本産業・医療ガス協会	平成24年9月7日	〃	
3-13		災害時の看護職医療救護活動に関する協定書	(公社) 北海道看護協会	平成24年12月28日	〃	
3-14		災害時における医薬品等の供給に関する協定	北海道医薬品卸売業協会	平成25年3月29日	〃	
3-15		災害時における医療機器等の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	平成25年3月29日	〃	
3-16		災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社) 北海道柔道整復師会	平成26年5月16日	〃	
3-17		災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社) 北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社) 北海道知的障がい福祉協会	平成26年11月5日	〃	
	北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社) 日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社) 北海道認知症		平成27年3月31日	〃		

			グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会			
3-18		災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	平成29年 1月27日	〃	

No.2

番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道担当部	備考
3-19		航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	航空自衛隊千歳基地ほか11団体(機関)	平成31年 3月28日	〃	
3-20	医療・福祉・医薬	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会	令和3年 3月30日	〃	
		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道デイサービスセンター協議会	令和3年 12月8日	〃	
4-1	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	平成17年 11月22日	環境生活部	
4-2		災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成18年 12月22日	総務部	
4-3		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セイコーマート	平成18年 12月22日	〃	平成20年 1月15日 包括連携協定締結
4-4		災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ローソン	平成20年 2月21日	〃	包括連携に併せて
4-5		災害時における物資の供給に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成20年 7月24日	〃	〃
4-6		災害時における物資の供給に関する協定書	(株)イトーヨーカ堂	平成20年 7月24日	〃	〃
4-7		災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	平成20年 12月18日	〃	
4-8		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	平成22年 1月20日	〃	帰宅者支援含む
4-9		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCMホームマック(株)	平成23年 3月23日	〃	帰宅者支援含む
4-10		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	平成24年 3月27日	〃	帰宅者支援含む
4-11		災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	平成25年 11月22日	〃	
4-12		災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年 11月21日	〃	
4-13		災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	平成28年 6月20日	〃	
4-14		災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	平成29年 3月10日		
4-15		災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン(株)	令和2年 4月6日		

4-16		災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器㈱	令和2年 4月6日	〃	
4-17		災害時における物資の供給等に関する協定	㈱ファーストリテイリング	令和4年 3月31日	〃	

No.3

番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道 担当部	備考
4-18	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における物資の供給等に関する協定	㈱ニトリホールディングス	令和4年 8月26日	総務部	
4-19		災害時等における資機材のレンタルに関する協定	(一社)日本建設機械レンタル協会北海道支部	令和5年 3月28日	〃	
5-1	救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出勤に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	平成20年 4月16日	〃	
5-2		災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	平成21年 6月26日	〃	
5-3		災害時における動物愛護等に関する協定	動物愛護関係の団体：(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	平成24年 12月21日	環境生活部	
5-4		災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	平成25年 1月23日	総務部	
5-5		災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	平成10年 12月18日	〃	
5-6		災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	平成25年 3月25日	〃	
5-7		建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	平成25年 4月1日	建設部	
5-8		災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	(地独)北海道立総合研究機構	平成22年 4月1日	総務部	
5-9		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道産業資源循環協会	平成23年 4月19日	環境生活部	
5-10		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	平成24年 10月31日	建設部	
5-11		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道地質調査業協会	平成27年 1月28日	〃	
5-12		土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸㈱(各主管支店)	平成27年 9月	水産林務部	各(総合)振興局において締結
5-13		災害時における協力体制に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	平成29年 1月27日	総務部	
5-14		災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大学	平成29年 12月20日	〃	
5-15		災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	平成30年 3月22日	建設部	
5-16		災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	平成30年 3月23日	〃	
5-17		災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	平成30年 3月23日	〃	
5-18		災害時にける協力体制に関する基本協定	(一社)日本砕石協会 (一社)日本砂利協会	平成31年 1月25日	〃	
5-19		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部	平成31年 3月26日	〃	
5-20		公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術センター	平成28年 9月7日	〃	

5-21		北海道とAUTHENTIC JAPAN株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN(株)	令和2年 4月9日	総務部	
5-22		循環型地域社会の形成に関する協定	太平洋セメント(株)、北斗市	令和2年 12月24日	環境生活部	

No.4

番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道 担当部	備考
5-23	救助 ・ 救援等 の 支援	災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社) 北海道解体工事業協会	令和3年 3月29日	総務部	
5-24		大規模災害発生時における災害廃棄物の処置等の協力に関する協定	(公社) 北海道浄化槽協会 (一社) 北海道環境保全協会 北海道環境整備事業協同組合	令和3年 4月26日	環境生活部	
5-25		災害時等における車両等の排除業務に関する協定	全日本ロータス同友会北海道ブロック	令和5年 3月13日	総務部	
6-1	葬祭 の 支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	平成14年 3月29日	総務部	
6-2		災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社) 全日本冠婚葬祭互助協会	平成17年 11月1日	〃	
6-3		災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社) 全国霊柩自動車協会	平成18年 6月23日	〃	
7-1	住宅 の 支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社) プレハブ建築協会	平成8年 11月1日	建設部	
7-2		災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社) 北海道宅地建物取引業協会	平成23年 5月2日	総務部	
7-3		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会 連合会	平成24年 3月27日	〃	
7-4		災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法) 住宅金融支援機構	平成27年 2月23日	建設部	
7-5		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	(一社) 全国木造建設事業協会	平成29年 10月20日	〃	
7-6		災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社) 日本ムービングハウス協会	令和4年 11月22日	危機対策課	
8-1		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壱番屋	平成20年 12月17日	総務部	
8-2		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	平成20年 12月17日	〃	
8-3		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	平成20年 12月17日	〃	
8-4		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	平成20年 12月17日	〃	
8-5		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	平成20年 12月17日	〃	
8-6		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン (ミスターナツ店)	平成24年 11月1日	〃	
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	平成18年 12月22日	〃	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	平成22年 1月20日	〃	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック(株)	平成23年 3月23日	〃	(再掲)
-		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	平成23年 12月26日	経済部	(再掲)
-	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 (帰宅者支援)	日糧製パン(株)	平成24年 3月27日	総務部	(再掲)	
9-1	輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社) 北海道トラック協会	平成23年 10月17日	〃	

9-2	・ 保管	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客客船協会	平成24年 3月27日	〃	
9-3		災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連 合会	平成25年 3月25日	〃	
9-4		災害時における航空機による緊急輸送業 務の協力に関する協定	全日本空輸株	平成25年 3月29日	〃	

No.5

番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道 担当部	備考	
9-5	輸送 ・ 保管	災害時における航空機による緊急輸送業 務の協力に関する協定	日本航空株・株ジェイエア	平成25年 3月25日	総務部		
9-6		災害時等における船舶による輸送等に関 する協定	日本内航海運組合総連合会	平成25年 9月27日	〃		
9-7		災害時における航空機による緊急輸送業 務の協力に関する協定	株AIRDO	平成26年 1月29日	〃		
9-8		災害時における物資の保管等に関する協 定	苫小牧地区倉庫協会	平成29年 7月24日	〃		
9-9		災害時における物資の保管等に関する協 定	小樽倉庫協会	平成30年 3月19日	〃		
9-10		災害時における物資の保管等に関する協 定	札幌倉庫協会	平成30年 3月28日	〃		
9-11		災害時における物資の保管等に関する協 定	道北倉庫協会	平成30年 3月28日	〃		
9-12		災害時における物資の保管等に関する協 定	室蘭地区倉庫協会	平成30年 3月28日	〃		
9-13		災害時における港湾荷役の支援等に関す る協定	北海道港運協会	平成30年 5月2日	〃		
9-14		災害時における物資の保管等に関する協 定	函館倉庫協会	平成30年 5月2日	〃		
9-15		災害時等における緊急輸送等に関する協 定	(一社)北海道ハイヤー協会	平成30年 12月18日	〃		
9-16		災害時における物資の保管等に関する協 定	道東倉庫協会	平成31年 3月29日	〃		
9-17		災害時における物資の保管等に関する協 定	北見地区倉庫協会	平成31年 3月29日	〃		
9-18		災害時における電動車両等の支援に関す る協定	道内三菱自動車販売会社11社、三 菱自動車工業株	令和2年 10月28日	〃		
9-19		災害時における物資の保管等に関する協 定	帯広地区倉庫協会	令和5年 1月10日	〃		
10-1		その他	災害時における石油類燃料の供給等に関 する協定	北海道石油業協同組合連合会	平成23年 12月26日	〃	
10-2			災害時における被災者支援のための行政 書士業務に関する協定	北海道行政書士会	平成26年 1月29日	〃	
10-3			災害等による水道施設被害に係る相互応 援に関する覚書	(公社)日本水道協会北海道地方 支部	平成17年 4月8日	環境生活部	
10-4			災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株	平成27年 3月13日	総務部	
10-5	災害時における相談業務の応援に関する 協定		士業7団体(弁護士、公認会計士、 司法書士、不動産鑑定士、土地家 屋調査士、税理士、行政書士)	平成29年 6月2日	〃		
10-6	災害時における物資の供給に関する協定		丸玉産業株	平成29年 8月23日	水産林務部		
10-7	大規模災害発生時における相互協力に関 する協定		北海道電力株及び北海道電力ネ ットワーク	令和3年 8月31日	総務部		
10-8	大規模災害発生時における相互協力に関 する協定		東日本電信電話株北海道事業部	令和3年 8月31日	〃		
10-9	災害時の外国人支援に関する協定		(公社)北海道国際交流・協力総 合センター	令和4年 7月1日	総合政策部		

10-10		災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定	北海道エアポート株式会社女満別空港事業所、陸上自衛隊北部方面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊北部航空方面隊	令和5年3月29日	総務部	
-------	--	--------------------------------	---	-----------	-----	--

No.6

番号	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結	北海道担当部	備考
11-1	行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	平成8年7月18日	総務部	平成30年11月9日改正
11-2		大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、東北8道県	平成7年10月31日	〃	平成26年10月21日改正
11-3		災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	道及び全道179市町村	平成9年11月5日	〃	平成27年3月31日改正
11-4		大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	平成24年6月7日	〃	
11-5		災害時の応援に関する協定	財務相北海道財務局、全道179市町村	平成26年3月28日	〃	
11-6		北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	平成28年12月9日	建設部	
11-7		大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	平成28年3月17日	総務部	
11-8		災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	令和4年3月10日	〃	

深川市防災会議条例

昭和38年7月24日
条 例 第65号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、深川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 深川市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の部隊の長
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会教育長
 - (7) 深川地区消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 深川地区消防組合の消防団長のうちから市長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (11) その他市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。

(議事等)

第4条 防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月11日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月10日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月21日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月25日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第37号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 深川市水防協議会条例(平成元年深川市条例第26号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

深川市防災会議運営規程

昭和39年4月 14日
防災会議規程第1号

(趣旨)

第1条 深川市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)及び深川市防災会議条例(昭和38年深川市条例第65号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という)に事故があるときは、防災会議委員(以下「委員」という)である深川市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、簡易なものについては、会長が定める。

附 則 (平成19年3月6日防災会議規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

深川市災害対策本部条例

昭和38年7月24日
条 例 第66号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき深川市災害対策本部（以下「本部」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長等の職務)

第2条 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、事務に従事する。

(部の設置)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部の数及びその名称は、本部長が定める。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

「市民防災の日」推進要綱

1 趣 旨

市民ひとりひとりが日常生活のあらゆる面において、地震、火災、風水害などの万一の災害に備えて日頃の「心構え」や「身辺」をもう一度点検するなど正しい防災知識をもち災害の予防や応急措置について認識を深め、これを習慣化する気運を高めるため「市民防災の日」を創設する。

2 期 日

毎年8月1日とする。

3 推進の方法

防災知識の普及推進は次の方法により行う。

- (1) 広報紙、新聞等による広報
- (2) 広報車の巡回
- (3) サイレンの吹鳴
- (4) 避難訓練、救出訓練等の実施
- (5) 防災設備、資器材の点検整備
- (6) その他普及推進に必要な事項の実施

昭和51年 3月30日
深川市防災会議決定

課長		係長		主査		係	
気象予警報等受理票							
午前 年 月 日 午後		電話 無線		時 分		連絡	
発信者				受信者			
予警報 の種類				発表時刻	午前 午後	分	
受 理 事 項							
処 理 て ん 末							

災 害 情 報			
報 告 時 限	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 湖 位 波 高 風 速 他 そ の 他		
交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 話 道 電 水 (飲料水) 電 気 他 そ の 他		
応 急 措 置 の 状 況	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設 置	
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員)	(救助実施内容)

	(3) 避難の 状況	区分	地区名	避難場所	人員	時間
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
応 急 措 置 の 状 況	(4) 自衛隊派遣 要請の 状況					
	(5) その他の 措置の 状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員 市町村職員 消防職員 消防団員 その他(住民等) 計	(イ) 主な活動状況 名 名 名 名 名			
そ の 他	(今後の見通し等)					

(注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告 (速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 分				
災害発生場所										
発信	機関名				受信	機関名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額 (千円)		項目		件数等	被害金額 (千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
計						急傾斜地	箇所			
②住家被害	全壊	棟		⑤土木被害		道路	箇所			
		世帯				橋梁	箇所			
		人				小計	箇所			
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所		
		世帯					道路	箇所		
		人			橋梁		箇所			
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
計		棟								
		世帯								
		人								
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥水産被害	漁船	隻			
		その他	棟			沈没流失	隻			
	半壊	公共建物	棟			破損	隻			
		その他	棟			計	隻			
	計	公共建物	棟			漁港施設	箇所			
		その他	棟			共同利用施設	箇所			
				その他施設		箇所				
				漁具(網)		件				
				水産製品		件				
				その他		件				
				計						
④農業被害	農地	田	流失・埋没	ha	⑦林業被害	道 有 林	林地	箇所		
			浸水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没	ha			林道	箇所		
			浸水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他			箇所			
		畑	ha	小計			箇所			
	農業用施設	箇所		一 般 民 有 林		林地	箇所			
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所			
	営農施設	箇所				林道	箇所			
	畜産被害	箇所				林産物	箇所			
	その他	箇所				その他	箇所			
	計					小計	箇所			
				計						

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)	
⑧衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所		法人	箇所		
	漏施設	一般廃棄物処理	箇所	⑬その他	計	箇所		
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所		—
火葬場	箇所	鉄道施設	箇所					
計		被害船舶 (漁船除く)	隻					
⑨商工被害	商業	件	空港		箇所			
	工業	件	水道		戸		—	
	その他	件	電話		回線		—	
	計	件	電気		戸		—	
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所	ガス		戸		—	
	中学校	箇所	ブロック塀等		箇所		—	
	高校	箇所	都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所	計			—		
計			被害総額					
公共施設被害市町村数		団体	火災発生	建物	件			
り災世帯数		世帯		危険物	件			
り災者数		人		その他	件			
消防職員出動延人数		人	消防団員出動延人数		人			
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)							
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告)								
<input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
①人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
②住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの。)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	

被害区分		判 断 基 準
②住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽、いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。

被害区分		判断基準
⑨ 商工 被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（回線数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材25万円以上 使用団体分				備考
	団体数	活動 延人数	主要 資材	その他 資材	計	団体数	使用資材費			
							主要 資材	その他 資材	計	
支庁分 前回迄		人	円	円	円					
月分										
月分										
月分										
小計										
累計							円	円	円	
水防管理 団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計							円	円	円	

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の()書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用類を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材25万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

様式1 (共通)

救助の種目別物資受払状況

深川市

救助の種目別	年月日	品目	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による 食品供与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器 具燃料								
燃料及び消耗品								
計								

(注)

- 1 「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 物資等において、北海道よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の数及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 「備考」欄には、払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式2

避難所設置及び収容状況

深川市

避難所の名称	種 別	開設期間 月 日 ～ 月 日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品名	数量		
		既 存 施 設						
		野 外 仮 設						
		天 幕						
計								

(注)

- 1 「種別」欄には、既存施設、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避 難 者 カ ー ド

(注意) 世帯ごとに作成

避難所名					受付日時	年 月 日 時 分		
					担当職員			
住 所					町内会名			
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項		

離散家族 (今後、避難所に合流の見込まれる家族)

氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項	

備考 (消息等)

物資・食糧管理の記録

物資・食糧名	受入月日	数量	配給月日	数量	残量	担当	備考

様式3

被災者救出状況記録簿

深川市

年月日	救出 人員	救出用機械器具								実支 出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管轄) 氏名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
年月 日	人				円	月日	円		円	円	

(注)

- 1 「種別」欄には、既存施設、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式2

炊き出し給与状況

深川市

炊き出し場の名称	月日			月日			月日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計												

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式2

世帯構成員別被害状況

深川市

年 月 日 時現在

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学校	中学校
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上(下)浸水													
合計													

全壊（焼）、流失业帯分
半壊（焼）及び床上浸水世帯分

品名	単価	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
		(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円				計				
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																		

(注)

- 1 本表は、全壊（焼）、流失业帯分と半壊（焼）及び床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 「品目」欄は、寝具、被服、その他生活必需品の順に記入すること。
- 3 各品目毎の「備考」欄には、道及び市調達分を明らかにしておくこと。

物資の給与状況

深川市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった世 帯構成人員	給与 月日	物資給与の品目					実支 出額	備考
				布団	毛布					
		人	月日						円	
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 氏名

印

(注)

- 1 住家の被害程度には、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日には、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 「物品給与の品名」欄には、数量を記入すること。

物資 給 与 及 び 受 領 簿

深川市

住 宅 被 害	1 全壊 (焼)	2 流失	世 帯 構 成 員 数	
	3 半壊 (焼)	4 床上 (下) 浸水		

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏 名

印

給与年月日	品 名	数量	備考	給与年月日	品 名	数量	備考

(注) 被災者が記入する受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式2

飲料水の供給簿

深川市

供給 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借上			修繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	概 修 繕 要 の			
計											

(注)

- 1 給水用機械器具は、借上の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式2

救護班活動状況

救護班名：

班長：医師 氏名

印

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄には、班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

深川市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		備 考
				入院	通院	入院	通院	
						人		
計 機関	人							

(注) 「診療区分」欄には、該当欄に「○」印を記入すること。

様式4

助 産 台 帳

深川市

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日	円	
計					

様式2

遺体の搜索状況記録簿

深川市

年月日	搜索人員	搜索用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名称	借上費		修繕費						
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
計											

(注)

- 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、湖沼の原因及び主な故障箇所を記入すること。

遺 体 処 理 台 帳

深川市

処 理 年月日	遺体発見 の日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の 一時保存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者 との 関 係	品 名	数 量	金 額				
計		人									

埋 葬 台 帳

深川市

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費			備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 と 関 係	氏 名	棺(附属品 を含む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	
計		人							

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入すること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式1

障害物除去の状況

深川市

住宅被害 程度区分	氏 名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 (焼)	世帯			
	床上 浸水	世帯			

様式2

輸 送 記 録 簿

深川市

輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等			修 繕			燃 料 費	実 支 出 額	備 考		
			使用車両等			故障車両等		修 繕 月 日				修 繕 費	故 障 の 概 要
			種 類	台 数	金 額	名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円			円		円			
計													

(注)

- 1 「目的」欄は、主なる目的（又は救助の種類）を記入すること。
- 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上等を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式1

賃金作業員雇用台帳

深川市

救助種別名							基本賃金		割増賃金		給与額	
住 所	氏 名	日 額	月 分					日数	金 額	時間		金 額
			日	日	日	日	日					
計	人	円	人	人	人	人	人					

(注)

- 1 本台帳は、救助の種類ごとに作成すること。
- 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、時間外に就労したものは「1.5」と表示すること。

様式1

学用品の給与状況

深川市

学校名	学年	児童氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書		その他学用品					
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日								
計	小学校		人									円
	中学校		人									円

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

印

(注)

- 1 「給与年月日」欄には、その児童生徒に対して最後に給付した給付月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式1

応急仮設住宅台帳

深川市

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数 人	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日 月日	竣工 月日 月日	入居 月日 月日	実支 出額 円	備考
計	世帯										

(注)

- 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設地の住所を記入すること。
- 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅区分を記入すること。
- 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式2

住宅応急修理記録簿

深川市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

様式 1

深 企 総 自 自
年 月 日

空知総合振興局長 様

深川市長 印

自衛隊災害派遣の要請依頼について

標記のことについて、次のとおり ため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害
派遣の要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊が展開できる場所
5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(注) 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

様式2

深 企 総 自 自
年 月 日

空知総合振興局長 様

深川市長 印

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼について

年 月 日付け（文書番号）で要請依頼した災害派遣については、
ので、次の日時をもって撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請日時 年 月 日 時 分
2. 撤 収 区 域

様式1

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		TEL			FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知			年 月 日		時 分			
	災害発生日時			年 月 日		時 分			
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項		(証明、㊦マーク、吹き流し、離着陸場所周辺の状況(障害物等)ほか)					
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		(機関名)		(職・氏名)					
無線連絡方法		(周波数)		Hz					
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部長 様

深川市長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容	地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）								
	消防防災ヘリコプターによる活動内容								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

主な災害発生記録

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
S39.8.16 音江（稲田）地区	大雨によるスママナイ川の氾濫	床上浸水 5世帯 23人 畑 15ha 床下浸水 78世帯 356人 田 34ha 損害額 6,286千円
S39.9.11 市内全域	台風23号による風害	畑 305ha 損害額 13,010千円
S39. 市内全域	冷害による被害	田 7,500ha 損害額 812,370千円
S40.9.10 新町・堺町	台風23号による堺川の氾濫	床下浸水 68世帯 217人 畑 冠水 770ha
S41.3.5 新町・堺町・東2区・三北星	融雪による堺川、入志別川、イスカ川の氾濫	床上浸水 9世帯 39人 床下浸水 42世帯 169人
S41.8.12 新町・堺町・第1稲穂	集中豪雨による堺川の氾濫	床上浸水 5世帯 23人 床下浸水 71世帯 243人
S41.9.10 新町・堺町・第1稲穂	台風19号による堺川の氾濫	床下浸水 57世帯 173人 田 5ha
S41. 市内全域	冷害による被害	田 8,000ha 損害額 156,400千円
S42.7.28 新町・堺町・第1稲穂・東1区・三北星	集中豪雨による堺川、入志別川、イスカ川の氾濫	床下浸水 60世帯 210人 畑 100ha
S44.10.2 市内全域	強風による被害	畑 511ha 損害額 183,600千円
S44. 市内全域	冷害による被害	田 8,000ha 損害額 1,293,400千円
S45.7.31 堺町大町・末広町	上川、北空知地方集中豪雨（内水滞留）	床上浸水 114世帯 410人 河川 24件 床下浸水 721世帯 2512人 道路 30件 田 623ha 橋梁 3件 畑 195ha その他 3件 農業用施設 7件 損害額 155,585千円
S45.8.16 市内全域	台風9号による風害	田 632ha 学校 1件 畑 995ha 損害額 362,984千円
S45.8.18 市内全域	強風による被害	畑 350ha 損害額 72,740千円
S46.6.4 音江地区	強風による被害	畑 1,280ha 損害額 92,562千円
S46. 市内全域	冷害による被害	田 7,200ha 損害額 1,728,660千円
S47.9.16 音江・納内地区	台風20号による風害	畑 400ha 損害額 16,800千円
S48.8.18 市内全域	集中豪雨による被害	田 42ha 道路 2件 畑 32ha 用水 1件 河川 2件 損害額 18,764千円
S49.4.21 市内全域	強風による家屋全・半壊	損害額 83,514千円
S49.6.24 吉住地区	集中豪雨による被害	床下浸水 6世帯 25人 損害額 13,710千円

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
S49.10.3 音江地区	強風による被害	畑 23ha 損害額 23,486千円
S50.4.4 音江・一巳地区	融雪出水による土木被害	損害額 104,779千円
S50.8.22-24 市内全域	台風6号による集中豪雨	床上浸水 25世帯 91人 家畜 3頭 床下浸水 461世帯 1451人 河川 33件 田 297ha 道路 8件 畑 45.2ha 橋梁 6件 土地改良施設 58件 その他 5件 営農施設 23件 損害額 698,727千円
S50.9.4-8 市内全域	秋雨前線による集中豪雨	床上浸水 32世帯 88人 営農施設 6件 床下浸水 665世帯 2128人 河川 34件 流失(住家) 1棟 道路 16件 田 223ha 橋梁 5件 畑 74ha 排水 2件 土地改良施設12件 損害額 508,960千円
S50.10.8 音江地区	強風による被害	畑 220ha 損害額 28,531千円
S51.4 ヌプリコマ内大部川他	融雪出水による被害	損害額 131,200千円
S51.5.10 3条9番	火災による被害	被災数 32世帯 87人 損害額 221,812千円
S51. 市内全域	冷害による被害	田 6,844ha 畑 1,839ha 損害額 2,489,957千円
S56.8.3-6 市内全域	前線と台風12号による大雨被害	床上浸水 8世帯 27人 橋梁 3件 床下浸水 333世帯 1084人 林道 6件 建物(全壊) 1棟 水道 2件 田 571ha 商業 6件 畑 1,822ha 工業 3件 農業用施設 128件 学校 3件 営農施設 3件 社会教育施設 1件 家畜(豚) 24頭 社会福祉施設 1件 河川 191件 その他 8件 道路 102件 損害額 4,432,720千円
S56.8.21-24 市内全域	前線と台風15号による大雨被害	床下浸水 25世帯 82人 学校 6件 畑 151ha その他文教施設(バス待合所) 1件 倒木(風) 3件 保育園 1件 病院(個人) 2件 その他 4件 商業 2件 損害額 55,938千円
S58.4.14-20 市内全壊	融雪による出水被害	農業用施設 2件 橋梁 1件 河川 13件 道路 2件 損害額 115,800千円
S58.4.22-23 多度志・音江地区	強風による被害	農業用施設 165件 建物 3件 損害額 3,820千円
S58.6.9 音江町菊丘地区	降雹による被害	田 76.8ha 畑 91.7ha 損害額 10,460千円
S58.10.7 市内全域	降雪による被害	田 2,110.1ha 損害額 39,460千円

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況	
S59.4 市内全域	融雪による出水被害	河川 12件	農業用施設 2棟 損害額 137,300千円
S59.9.9 音江地区	強風による被害	畑 59ha りんご落下 23t	損害額 4,301千円
S60.4 市内全域	融雪による出水被害	河川 8件 道路 1件	田 1ha 農業用施設 3棟 損害額 135,000千円
S61.1.4 市内全域	融雪・低温・凍上による被害	河川 2件 道路 11件 橋梁 1件	農業用施設 5棟 損害額 228,000千円
S61.11.23 深川・一巳・幌成地区	地震による被害	農業用施設 7棟	損害額 105,000千円
S62.4 市内全域	融雪による出水被害	河川 13件 橋梁 1件	農業用施設 6棟 損害額 289,000千円
S62.4.22 深川・一巳・稲田地区	強風による被害	農業用施設 50棟	損害額 3,140千円
S62.9.1 市内全域	台風12号による強風被害	住家（一部破損） 24世帯 53人 建物（半壊） 2棟 畑 278ha 営農施設 178件	学校 10件 街路灯樹木 395件 その他 9件 損害額 60,657千円
S63.8.25-26 市内全域	前線による大雨被害	床上浸水 23世帯 70人 床下浸水 234世帯 710人 田 751ha 畑 264ha 農業用施設 208件 共同利用施設 5件 営農施設 96件 農機具 103台	河川 41件 道路 54件 橋梁 3件 林道 3件 水道 3件 商工業 6件 その他 3件 損害額 1,690,013千円
S63.11.24 市内全域	暴風による人的被害 及び建物損壊等	負傷者 6人 住家（一部破損） 5世帯 11人 営農施設 26件	市施設 5件 小学校 3件 損害額 6,187千円
H元.3-4 市内全域	融雪による出水被害	河川 20件 橋梁 2件	農業用施設 8棟 損害額 260,490千円
H元.8.23 市内全域	前線による大雨被害	床下浸水 11世帯 27人 田 16.004ha 畑 5.05ha 農業用施設 6件 営農施設 2件	河川 6件 道路 4件 橋梁 1件 商工 2件 損害額 111,269千円
H2.4.7-8 市内全域	強風による被害	農業用施設 118棟	損害額 4,020千円
H2.5.23 市内全域	降霜による被害	畑 31ha	損害額 6,044千円
H2.9.3 市内全域	低気圧による大雨被害	床下浸水 3世帯 9人 田 46.98ha 畑 132.22ha 農業用施設 118棟	河川 19件 道路 45件 商工 100件 損害額 13,710千円
H3.4.4-14 一巳・音江・納内・ 多度志地区	融雪出水による土木被害	河川 26件 道路 1件	損害額 157,434千円

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
H3. 9. 5-7 多度志（湯内）地区	集中豪雨による被害	河川 1件 道路 1件 損害額 9,872千円
H4. 市内全域	低温長雨による冷害	田 7,213ha 畑 563ha 損害額 1,692,849千円
H4. 8. 31-9. 1 多度志地区	大雨・落雷による被害	畑 0.25ha 水道 3件 道路 延長 35km(22路線) 損害額 667千円
H4. 9. 25 一已地区	大雨による被害	床下浸水 3世帯 12人 損害額 なし
H5. 1. 15 市内全域	釧路沖地震による被害	農業水路 33件 橋梁 4件 損害額 613,363千円
H5 市内全域	低温による被害	田 7,741ha 畑 532ha 損害額 3,161,793千円
H6. 4 音江・納内・一已・多度志地区	融雪による出水被害	田 0.49ha 道路 2件 農業用施設 7件 河川 16件 損害額 259,853千円
H6. 5. 17 市内全域	強風による被害	営農施設 554件 損害額 24,935千円
H6. 8. 14 市内全域	大雨による被害	田 72.51ha 道路 25件 畑 3.03ha 農業用施設 6件 損害額 29,472千円
H6. 10. 13 音江地区	台風29号及び低気圧による風害	畑 25ha 損害額 6,531千円
H7. 4. 5-9 音江・納内・一已・多度志地区	融雪による出水被害	河川 23件 橋梁 1件 道路 1件 損害額 209,500千円
H7. 5. 23 深川・音江・納内・多度志地区	地震による被害	農業用施設 8件 損害額 280,000千円
H7. 5. 31 音江（内園）・納内	降雹及び落雷による被害	畑 17ha 営農施設 1件 損害額 10,059千円
H7. 11. 8 市内全域 （多度志地区を除く）	暴風雪による被害	営農施設 11件 損害額 470千円
H8. 2. 1-3 市内全域	大雪による被害	営農施設 2件 損害額 310千円
H8. 4. 23-5. 3 音江・納内・多度志地区	融雪による出水被害	河川 27件 農業用施設 4件 道路 4件 損害額 250,900千円
H9. 5. 4 深川・一已・納内・音江地区	強風による被害	営農施設 13件 損害額 473千円
H9. 4-5 市内全域	融雪による出水被害	畑 1ha 河川 8件 農業用施設 2件 道路 1件 損害額 117,979千円
H9. 8. 23 多度志地区	大雨による出水被害	床上浸水1世帯 2人 田 59ha 農業用施設 8件 畑 1ha 河川 9件 損害額 250,196千円

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況	
H10. 4. 12-14 一已・音江・多度志地区	融雪による出水被害	農業用施設 1件	河川 7件 損害額 77,100千円
H11. 4. 24-26 一已・音江・多度志地区	融雪による出水被害	河川 15件	道路 2件 損害額 128,640千円
H11. 6. 24 深川地区	強風による被害	社会教育施設 1件	損害額 840千円
H11. 7. 29 市内全域	大雨による出水被害	床上浸水 1世帯 床下浸水 6世帯 16人 田 60ha 畑 6ha 農業用施設 2件 河川 15件 道路 40件 その他 1件	損害額 66,056千円
H11. 9. 25 市内全域	台風18号による被害	農業用施設 12件	社会福祉施設 1件 損害額 169千円
H12. 4 市内全域	融雪による出水被害	河川 12件	道路 2件 損害額 94,000千円
H12. 7. 25	大雨による被害	床下浸水 1件 田 1ha 河川 8件 道路 1件	損害額 76,700千円
H12. 9. 2	大雨による被害	床下浸水 1件 田 46ha 畑 1ha 河川 4件 道路 6件	損害額 144,500千円
H13. 3. 22	融雪による被害	床上浸水 1人 1世帯	
H13. 6. 29 深川・音江地区	大雨による被害	田 0.1ha 畑 4.7ha 河川 3件 道路 5件	損害額 10,722千円
H13. 9. 9-13 一已・音江・納内・多度志地区	大雨による被害	田 17ha 河川 30件 畑 1ha 道路 44件 農業用施設 5件	損害額 202,565千円
H14. 1. 21-22 音江・深川・一已地区等	暴風による被害	住宅一部破損 (155件) 155,000千円 営農施設 (405件) 123,003千円 (納屋、格納庫、車庫、ビニールハウス等) 市立病院 (1件) 1,000千円 商業・工業施設 (47件) 24,130千円 公立文教施設 837千円 (小中学校保育園9件) 公民館等 (6件) 6,267千円 都市施設 (まあぶ・公園等7件) 1,076千円 市有施設等 (10件) 2,273千円 バス待合所 (7件) 50千円 その他 (254件) 32,640千円 (車庫・アンテナ・物置等)	
H14. 10. 1-2 音江・深川・一已地区等	台風21号による被害	畑 1.5ha	147千円 街路樹 8本倒伏 240千円 防犯街路灯 1本倒伏 51千円

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
H16. 2. 22-23 市内全域	暴風雪による被害	ハウス 43棟 9,138千円 (作物用40、格納用2、粃殻用1)
H16. 9. 8 市内全域	台風18号による被害	住宅一部破損 (194件) 42,831千円 非住宅全壊 (139件) 66,080千円 非住宅半壊 (19件) 2,965千円 非住宅一部破損 (344件) 49,170千円 田 5,920ha 420,003千円 畑 1,752ha 863,487千円 その他 (果樹160本) 4,765千円 営農施設 (2,214件) 503,379千円 (納屋、格納庫、ビニールハウス等) 下水道 (2件) 3千円 公園 (8件) 7,750千円 公立病院 (2件) 102千円 一般廃棄物処理施設 (1件) 905千円 商業・工業施設 (27件) 16,770千円 公立文教施設 (9件) 5,975千円 (小中学校) 社会教育施設 (5件) 980千円 社会福祉施設 (3件) 8千円 その他 (70件) 31,384千円 (街路灯、車両、バス待合所、墓地等)
H16. 12. 14 一已地区	留萌南部地震による被害	火葬場 (1件) 3,500千円
H17. 3. 28-29 深川・音江地区	強風による被害	ハウス (63件) 3,600千円
H17. 8. 21-22 深川・一已・音江・納内地区	大雨による被害	床下浸水 (1世帯) 田 16.85ha 推計困難 畑 5.05ha 420千円 土木被害 (10件) 760千円 (河川、道路、橋梁) その他 (1件) 250千円
H17. 11. 29 市内全域	暴風による被害	住宅一部破損 (14世帯) 339千円 (一般住宅 4世帯、市営住宅 10世帯) 非住宅全壊 (4棟) 1,200千円 非住宅一部破損 (35棟) 8,113千円 営農施設 (54件) 2,804千円 (ビニールハウス、農舎) 公立文教施設 (1件) 400千円 (給食センター) 社会教育施設 (2件) 53千円 倒木 (16本) 61千円 その他 (1件) 89千円
H18. 5. 11 多度志地区	大雨・融雪による被害 (雨竜川増水)	田 23.3ha 畑 0.6ha

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
H18. 5. 28-29 市内全域	暴風による被害	住宅一部破損 (6件) 460千円 非住宅全壊 (2件) 600千円 非住宅一部破損 (11件) 580千円 ハウス (773件) 48,609千円 公園 (1件) 30千円 商工施設 (1件) 50千円 公共文教施設 (3件) 80千円 (小中学校) 倒木 (27本) 320千円 その他 (7件) 380千円 (街路灯、車両、バス待合所等)
H18. 9. 19-20 音江地区	台風13号による被害	畑 1.55ha 3,274千円 倒木 (2本)
H18. 10. 6-8 多度志地区	強風による被害	非住家半壊 (10件) 487千円 ハウス (12件) 450千円
H19. 1. 7 市内全域	暴風による被害	住家一部破損 (2件) 70千円 営農施設 (7件) 300千円 (納屋、ビニールハウス等)
H19. 2. 4 市内全域	暴風による被害	非住家一部破損 (1件) 3,000千円 (公共施設)
H19. 5. 25-26 市内全域	暴風による被害	非住家一部破損 (1件) 40千円 畑 0.25ha 2,687千円 ハウス (209件) 12,610千円 倒木 (16本) その他 (2件)
H19. 6. 23 一已地区	落雷による被害	病院 (1件) 1,000千円 社会教育施設 (1件) 415千円 消防庁舎 (1件) 10,000千円
H21. 7. 18 一已・多度志地区	大雨による被害	土木被害 (8件) 18,600千円 (河川、道路)
H21. 11. 11 市内全域	大雪による被害	農業用施設 (22件) 3,816千円 (ビニールハウス)
H22. 4. 29 深川・音江地区	強風による被害	農業用施設 (54件) 12,681千円 (ビニールハウス)
H23. 1. 13 音江地区	大雪による被害	営農施設 (3件) 278千円 (ビニールハウス)
H23. 3. 21-22 市内全域	強風による被害	非住家一部破損 (1件) 100千円 農業用施設 (95件) 4,096千円 (ビニールハウス)
H23. 5. 13 音江地区	強風による被害	人的被害 (1件) 住家一部破損 (1件) 10千円 農業用施設 (22件) 935千円
H23. 9. 2 市内全域	大雨による被害	床上浸水 (1件) 床下浸水 (2件) 土木被害 (79件) 180,250千円 (河川、道路)

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
H23. 12. 14 市内全域	大雪による被害	農業用施設 (60件) 6,431千円 (ビニールハウス) 家畜被害 (1件) 3,000千円 その他 (10件) 12,700千円
H24. 9. 12 音江地区	大雨による被害	床下浸水 (1件)
H25. 3. 8 一巳地区	大雪による被害	住家半壊 (1件) (空屋)
H25. 8. 18 多度志地区	大雨による被害	土木被害 (1件) 4,000千円 (河川)
H25. 8. 28 深川・一巳地区	強風による被害	非住家半壊 (2件) 1,000千円 共同利用施設 (1件) 200千円 営農施設 (6件) 6,815千円
H26. 8. 4-6 市内全域	大雨による被害	雨竜川氾濫危険に伴う避難者 72名 (40世帯) 床上浸水 (1件) 床下浸水 (2件) 土木被害 (21件) 66,700千円 (河川、道路) 農業用施設 (3件) 田 (47ha) 34,651千円 畑 (26ha) 3,908千円
H27. 8. 12-13 音江地区	大雨による被害	土砂災害危険に伴う避難者 5名 (2世帯) 非住家一部損壊 (1件)
H27. 10. 1 市内全域	強風による被害	住家一部損壊 (1件) 非住家一部損壊 (公共施設1件)
H28. 5. 31 多度志地区	大雨による被害	土木被害 (2件)
H28. 8. 17-23 市内全域	台風7号、9号、11号 による被害	石狩川及び雨竜川氾濫危険に伴う避難者 21名 (17世帯) 床上浸水 (2件) 床下浸水 (5件) 農業用施設 (13件) 土木被害 (60件) 190,000千円 田 (115.73ha) 畑 (30.31ha) 48,000千円
H29. 4. 18 市内全域	強風による被害	住家一部損壊 (8件) 非住家一部損壊 (6件) 非住家全壊 (4件) 農業用施設 (70件) 13,472千円
H29. 11. 11 市内全域	強風による被害	住家一部損壊 (5件) 2,610千円 非住家一部損壊 (2件) 農業用施設 (8件) 3,600千円 街灯 (1件) 5千円 その他 (4件)
H30. 7. 3 市内全域	大雨による被害	石狩川及び雨竜川氾濫危険に伴う避難者5名 (4世帯) 床下浸水 (7件) 3,800千円 土木被害 (126件) 357,000千円 農地被害 (71件) 68,500千円 農作物被害 64,000千円 (水稲、大豆、秋小麦、そば等)

発生年月日・場所	災害の概要	被害の状況
H30. 9. 4 市内全域	台風21号による被害	公共施設 (3件) 2,100千円 (市民球場、市営住宅) 倒木 (5件) 1,530千円
R1. 8. 9 多度志地区	大雨による被害	雨竜川氾濫危険に伴う避難者1名 (1世帯) 土木被害 (1件) 1,000千円 (河川) 農作物被害 (水稲、そば等) 5,908千円
R3. 11. 22 市内全域	暴風による被害	住家一部損壊 (4件) 商業施設一部損壊 (1件)
R4. 8. 9 納内地区	大雨による被害	床下浸水 (1件)
R5. 8. 6 多度志地区	大雨による被害	雨竜川氾濫危険に伴う避難者7名 (3世帯) 土木被害 (4件) 4,750千円 (河川) 農作物被害 (水稲、そば) 1,352千円
R5. 11. 17 音江地区	暴風による被害	住家一部損壊 (1件) (空家)

気象記録

年	気温(°C)			降水量(mm)			風速(m/S)		年間 日照時間 (時間)	雪(cm)	
	平均	最高	最低	時間最大	日最大	年間	平均	最大		日最大	最深積雪
61	5.3	9.9	0.7	13	62	805	2.9	15	869.0]	63	115
62	6.0	10.4	1.2	14	33	1,066	3.0	17	1,471.1	37	158]
63	6.2	10.6	1.7	19	81	1,133	2.8	18]	1,634.2	37	150
H元	7.3	11.7	2.8	32	110	1,022	2.9	13	1,624.1	51	119
2	7.9	12.5	3.4	47	107	1,152	2.6	16	1,756.7	38	96
3	7.1	11.5	2.5	27	84	1,020	2.9	15	1,366.6	51	126
4	6.4	10.7	2.1	14	78	1,165	2.8	13	1,186.3	32	115
5	6.4	10.5	2.2	11	61	934	3.1	14	1,507.4	30	113
6	7.0	11.3	2.5	33	87	1,186	3.1	15	1,621.8	39	142
7	6.9	11.3	2.5	7	50	1,054	2.8	14	1,533.8	36	89
8	6.0	10.2	1.7	20	57	1,044	3.0	17	1,380.0	28	127
9	6.6	11.1	2.1	13	59	1,039	2.9	14	1,497.3	42	103
10	6.4	11.1	1.5	17	70	1,144	2.9	16	1,566.5	34	103
11	7.0	11.3	2.2	36	67	1,070	3.1	15	1,539.0	31	133
12	6.5	10.7	2.1	39	100	1,409	2.9	17	1,458.1	39	139
13	5.9	10.3	1.3	27	115	1,224	3.0	16]	1,574.9	44	107
14	6.7	11.1	2.0	13	43	946	3.1	24	1,463.9	59	109
15	6.4	11.4	1.2	16	40	829	2.9	17	1,568.1	33	122
16	7.2	12.2	1.9	29	40	971	3.1	20	1,489.9	36	101]
17	6.4	11.1	1.4	36	93	1,155	2.9	21	1,530.9	44	136
18	6.9	11.5	2.2	20	50	1,001	3.0	17	1,400.9	33	129
19	7.1	11.8	2.1	26	38	830	3.1	20	1,624.1	28	76
20	6.9	12.1	1.7	15.0	45.0	732.0	2.9	13	1,705.0	27	86
21	6.6]	11.2]	1.8]	26.0]	71.0]	1,015.5]	3.1]	19.7]	1,520.2]	38	94
22	7.5	12.2	2.8	24.5	48.5	1,022.0	3.4	20.1	1,497.1	33]	108]
23	6.8	11.5	1.7	27.5	146.5	1,355.0	3.2	16.5	1,635.6	33	104
24	6.8	11.5	1.9	29.5	70.0	1,173.0	3.2	20.7	1,601.6	30	142
25	6.8	11.5	2.0	37.0	42.0	997.5	3.3	17.8	1,513.2	53	138
26	6.7	11.9	1.3	33.6	104.0	1,113.0	3.1	21.3	1,830.2	34	121
27	7.5	12.3	2.6	29.7	51.5	891.0	3.3	17.8]	1,674.1	39	100
28	6.8	11.5	1.8	31.4	109.0	1,032.5	3.3	21.9]	1,637.0	24	82
29	6.6	11.5	1.4	32.2	53.5	963.0	3.1	18.3	1,637.1	27	83
30	7.0	11.9	2.0	33.4	100.0	1,189.0	3.3	20.9	1,589.9	30	138
R元	7.2	12.3	1.9	32.6	66.0	931.5	3.1	16.5	1,713.9	27	100
2	7.5	12.2	2.6	33.4	42.5	861.0	3.2	14.8	1,614.8	25	59
3	7.7	12.8	2.5	36.1	49.0	842.0	3.2	16.0	1,615.4]	27	122]
4	7.6	12.6	2.4	31.2	65.0	893.5	3.1	16.7	1,676.7	57	122

※ 下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合及び観測時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

※ 記号()]は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す(資料不足値)。

深川市地域防災計画の沿革

昭和40年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深川市地域防災計画策定
昭和48年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和45年多度志町との合併に伴い、多度志地区加入 ・ 年数経過による変動事項の修正
昭和51年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部組織及び事務分担変更 ・ 融雪災害予防計画及び林野火災予防計画加入 ・ 年数経過による変動事項の修正
昭和63年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画・地震災害対策計画加入 ・ 昭和62年8月、災害に強い安全な地域社会づくり及び迅速、適切な応急対策実施のための防災計画見直し推進の指導により、道地域防災計画との整合性のため一部修正 ・ 年数経過による変動事項の修正
平成8年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市機構改革に伴う災害対策本部組織及び事務分担並びに防災関係機関の組織改革に伴う名称等の変更 ・ 市公共施設の変動による変更 ・ 市内局番2ケタ化実施に伴う電話番号変更 ・ 食糧供給計画・防疫計画・清掃計画の一部変更 ・ 年数経過による変動事項の修正
平成10年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害想定に基づく地震災害対策の加入 ・ 災害弱者対策、住宅対策、広域応援要請、ボランティア活動の支援要請計画の加入 ・ 避難所の整理統合 ・ 資料集の分冊化 ・ 年数経過による変動事項の修正
平成17年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法の一部改正（平成13年6月）、土砂災害防止法施行令の一部改正（平成13年4月）、北海道防災計画の修正等に伴う計画内容の修正 ・ 深川市洪水避難地図の作成による防災計画との整理・調整 ・ 避難所の整理統合 ・ 年数経過による変動事項の修正
平成27年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本法の一部改正（平成24年6月・平成25年6月）、北海道防災計画の修正、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う計画内容の改定 ・ 本編から水害対策編と地震災害対策編を分けて編集 ・ 指定緊急避難場所の新設と一時避難場所の整理 ・ 避難所の見直しと福祉避難所の新設 ・ 避難準備情報、避難勧告・指示発令の明確化 ・ 年数経過による変動事項の修正
令和5年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法及び土砂災害警戒区域の一部改正（平成29年6月）に伴う要配慮者利用施設を明記、北海道防災計画の修正に伴う計画内容の修正 ・ 指定避難所の新規追加 ・ 災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）に伴う文言修正
令和6年〇月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革に伴う災害対策本部組織図、災害対策本部業務分担表、時系列活動一覧表の修正 ・ 新庁舎移転に伴う災害対策本部市庁舎設置場所の修正 ・ 年数経過による変動事項の修正 ・ 北海道防災計画の修正に伴う計画内容の改定